楢葉町地域防災計画

原子力災害対策編

平成26年 月修正

楢葉町防災会議

目 次

第1章 総則	. 6
1. 1節 計画の目的	. 6
1. 2節 計画の性格	. 6
第1 計画の位置づけ	. 6
第2 計画の修正	. 7
第3 計画の周知徹底	. 7
1. 3節 計画の基礎となる災害の想定	. 7
第1 計画の対象とする原子力発電所	. 7
第2 福島第一原子力発電所、第二原子力発電所の現状	. 7
1. 4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	12
1. 5節 区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	15
第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	15
第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	16
1. 6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	18
1. 7節 広域的な活動体制	22
第2章 原子力災害事前対策	23
2. 1節 基本方針	23
第1 原子力事業者の責務	23
第2 原子力事業者との防災業務計画に関する協議	23
2. 2節 報告の徴収・立入検査	23
第1 報告の徴収	23
第2 立入検査の実施	23
2. 3節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官 との連携	24
第1 原子力防災専門官との連携	24
第2 地方放射線モニタリング対策官との連携	24
2. 4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	24
第1 民間事業者の能力活用	24
第2 燃料、資機材の確保対策	25
第3 公共用地、国有財産の活用	25
2. 5節 情報の収集・連絡体制等の整備	25
第1 情報の収集・連絡体制の整備	25
第2 情報の分析整理	26
第3 通信手段・経路の多様化等	28
2.6節 緊急事態応急体制の整備	30
第1 原子力災害対策本部体制等の整備	30

	第	2	3	対策拠点施設における体制	31
	第	3	-	長期化に備えた動員体制の整備	32
	第	4	J	広域的な応援協力体制の拡充・強化	32
	第	5	ļ	緊急事態応急対策拠点施設等の整備	32
	第	6	Ì	環境放射線モニタリング体制の整備	32
	第	7	1	複合災害に備えた体制の整備	34
2		7 î	節	避難収容活動体制の整備	34
	第	1	ì	避難計画の作成	34
	第	2	ì	避難所等の整備	39
	第	3	ì	避難行動要支援者に関する措置	40
	第	4	Ī	要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	41
	第	5	Ė	学校等施設における避難計画の整備	41
	第	6	-	その他の防災上重要な施設の避難計画	42
	第	7	1	住民等の避難状況の確認体制の整備	42
	第	8	ì	避難所等・避難方法等の周知	42
2		81	節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	42
2		9 Î	節	緊急輸送活動体制の整備	43
	第	1	ļ	緊急輸送路の確保体制等の整備	43
	第	2]	専門家の移送体制の整備	43
2		1 (0 î	節 消防活動及び緊急時医療体制等の整備	43
	第	1	Σ	枚助・救急活動用資機材の整備	43
	第	2	ì	消火活動用資機材等の整備	43
	第	3	ļ	緊急被ばく医療活動体制等	43
	第	4	1	安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	43
	第	5	Ī	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	44
	第	6	ţ	物資の調達、供給活動	44
2		1	1 í	節 町民等への的確な情報伝達体制の整備	45
	第	1	J	広報実施マニュアル等の作成	45
	第	2	1	体制及び設備等の整備	45
	第	3	F	町民相談窓口の整備	45
	第	4	1	要配慮者等への広報体制の整備	45
	第	5	á	多様な広報媒体の活用	45
	第	6	1	他自治体への避難者への広報	45
2		1	2 í	節 業務継続計画の策定	45
2		1	31	節 原子力防災等に関する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	46
	第	1	1	住民に対する知識の普及と啓発	46
	第	2	Ī	防災教育の充実	46
	第	3	1	要配慮者への配慮	46
	第	4	ì	避難所以外に避難した市民等への周知	46

	ļ	第:	5	各種	種資料のアーカイブ、公開		46
	į	第 (3	教訓	訓情報の発信		47
	2.		1 4	節	防災業務関係者の人材育成		47
	2.		1 5	節	計画に基づく行動マニュアル等の整備		47
	2.		1 6	節	原子力防災に関する訓練		48
	ļ	第	1	訓練	東の実施		48
	ļ	第 2	2	実践	践的な訓練の実施と事後評価		48
	2.		1 7	節	原子力発電所上空の飛行規制		48
	2.		1 8	節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応		49
	2.		1 9	節	災害復旧への備え		49
第	3 i	章	厉	1子力	力災害応急対策計画		50
	3.		1 餌	节 基	基本方針		50
	3.	. 2	2 餌	育 情	青報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保		50
	ļ	第	1	情報	報収集事態が発生した場合		50
	1	第 2	2	警戒	戒事態が発生した場合		50
	1	第:	3	原子	子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合		51
	1	第~	4	全面	面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被	害情報	!等
(のì	連約	各)				55
	1	第:	5	一般	设電話回線が使用できない場合の対処		56
	ļ	第 (6	放射	対性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動		56
	3.	. :	3 餌	节 活	舌動体制の確立		56
	ļ	第	1	原子	子力災害対策のための警戒態勢		56
	ļ	第 2	2	災害	害対策本部の設置等		57
	ļ	第:	3	災害	害対策本部における活動		59
	į	第:	3	緊急	急事態応急対策拠点施設における活動		64
	į	第~	4	専門	門家の派遣要請		67
	į	第:	5	応援	爱要請及び職員の派遣要請等		67
	ļ	第 (3	自徫	衛隊の派遣要請等		67
	ļ	第 ′	7	原子	子力被災者生活支援チームとの連携		68
	ļ	第 8	3	防災	災業務関係者の安全確保		68
	3.	. 4	4 餌	市 避	避難、屋内退避等の防護措置		69
	1	第	1	屋内	N退避、避難誘導等の防護活動の実施		69
	1	第 2	2	屋内	勺退避又は避難の方法		71
	1	第:	3	避難	離所等の設置		72
	1	第4	4	広域	或一時滞在		73
	1	第:	5	安定	定ヨウ素剤の予防服用		73
	ļ	第 (6	避難	難行動要支援者への配慮		74
	ļ	第 ′	7	要配	記慮者への配慮		74
	1	第8	3	学校	交等施設における避難措置		74

第9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	. 75
第10 発電所従業員等の避難	. 75
第11 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	. 75
第12 立入制限措置等	. 75
第13 飲食物、生活必需品等の供給	. 75
3. 5節 治安の確保及び火災の予防	. 76
3.6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	. 76
3. 7節 緊急輸送活動	. 76
第 1 緊急輸送活動	. 76
第2 緊急輸送のための交通確保	. 76
3. 8節 救助・救急、消火及び医療活動	. 77
第1 救助・救急及び消火活動	. 77
第2 医療措置	. 77
3.9節 住民等への的確な情報伝達活動	. 77
第1 住民等への情報伝達活動	. 77
第2 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報	. 78
第3 住民等からの問い合わせに対する対応	. 78
3.10節 自発的支援の受入れ等	. 79
第1 ボランティアの受入れ	. 79
第2 国民等からの支援物資、義援金の受入れ	. 79
3. 11節 行政機関の業務継続に係る措置	. 80
第4章 原子力災害中長期対策	. 81
4. 1 節 基本方針	. 81
4. 2節 放射性物質による環境汚染への対処	. 81
4.3節 緊急事態解除宣言後の対応	. 81
第1 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	. 81
第2 各種制限措置の解除	. 81
4.4節 心身の健康相談体制の整備	. 81
4.5節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成	. 82
第1 損害調査の実施	. 82
第2 災害地域住民の登録	. 82
第3 災害対策措置状況の記録	. 82
4.6節 被災者等の生活再建等の支援	. 82
4. 7節 風評被害等の影響の軽減	. 83
4 8節 被災中小企業等に対する支援	83

1. 1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び原子力災害対策特別 措置法(平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。)に基づき、廃止措置が 決定された原子炉施設及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質又は放射 線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防 止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、楢葉町(以下「町」と いう。)、福島県(以下「県」という。)、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地 方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防 災事務又は業務の遂行によって楢葉町民及び観光客等の一時滞在者(以下「町民」 という。)の安全を図ることを目的とする。

1. 2節 計画の性格

第1 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、楢葉町防災会議が作成する 「楢葉町地域防災計画(原子力災害対策編)」(以下「町防災計画」という。)として 定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「楢葉町地域防災計画 (総則、一般災害対策、震災対策、事故対策、個別災害対策)」に拠るものとする。 また、地域防災計画(原子力災害対策編)の作成又は修正に際しては、原災法第 6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針 (平成25年9月5日全部改正)」(以下、「対策指針」とする。)を遵守するものとす る。

なお、町では地域防災計画(原子力災害対策編)の修正にあたって、町の原子力 | 楢葉町原子力防災対策 防災対策の実効性を高めることを目的として、平成26年2月に楢葉町原子力防災対 策検討委員会を設置した。その後、同年3月には、委員会より、福島第一・第二原 子力発電所の現状及び安全対策についてを踏まえた、複合災害対策の妥当性に対す る評価、並びに地域防災計画改正の留意点及び必要な原子力防災対策についての報 告を受け、その提言を本計画に反映している。

原子力災害対策指針

検討委員会 報告書 (平成 26 年 3 月)

第2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図る。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて 細部の活動計画等を作成し万全を期する。

1. 3節 計画の基礎となる災害の想定

第1 計画の対象とする原子力発電所

原子力災害は、一般の自然災害と異なり、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識が必要となる等、特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、 建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡 などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらの特殊性をふまえ、町民に対する放射線等に関する知識の普及等、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時においても迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるよう所要の措置を定める。

第2 福島第一原子力発電所、第二原子力発電所の現状

本計画の対象となる原子力発電所では、平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災により原子力災害が発生した。

1 福島第一原子力発電所

福島第一原子力発電所は、施設の状況に応じた適切な方法により管理を行うことが特に必要とされ、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第64条の2に定める「特定原子力施設」に指定された。

2 福島第二原子力発電所

福島第二原子力発電所は、平成25年5月30日における冷温停止の維持に係わる設備等の本設復旧が完了した。事業者は、引き続き「特別な保全計画」に基づき、設備の計画的な点検を実施し、冷温停止維持に係わる設備等の健全性を確保してい

特定原子力施設

特別な保全計画

くこととされている。また、安全管理、放射線管理、品質管理、自然災害時の巡視 点検対応、防災訓練、個別訓練を継続的に実施し、安全確保に万全を期すこととさ れている。

(解説) 特別な保全計画

自然災害や事故等の発生によりプラントを長期に停止する場合や、プラントがその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合に、当該プラントの状態に応じ、特別な措置(保守管理の方針策定、目標策定、実施計画策定及び実施、定期的な評価・反映)を講じることが法令で要求されており、これに基づき策定した計画が「特別な保全計画」である。

福島第二原子力発電所 1~4号機においては、平成23年東北地方太平洋沖地震発生以降プラントが停止状態にあることから、原子炉の冷温停止を安定的に維持するために必要となる系統・機器について、「特別な保全計画(長期保管計画)」を定め、平成24年3月16日、経済産業省原子力安全・保安院に保全計画の変更を届出た。

出典)福島第二原子力発電所1~4号機の保全計画の変更届出について(東京電力)

発電所の事故と現状 (平成26年3月時点)

		1号機	2号機	3号機	4号機	5・6号機
	震災時の 運転状況	運転中	運転中	運転中	定期 検査中	定期 検査中
事故当時	震災時の 炉内の状 態	燃料有	燃料有	燃料有	燃料無	燃料有
の被災状	電源の喪 失の有無	有	有	有	有	有
次 沢	炉心損傷 の有無	有	有	有		無
	水素爆発 の有無	有	無	有	有	無
	原子炉核 燃料の状 態	溶融した燃料デブリの状態で圧力 容器内又は格納容器内にあり、冷 温停止状態が保たれている。		炉内燃料 なし	冷温停止状態 (6号機は使用 済燃料プールへ 搬出済み)	
	燃料デブ リ再臨界 の可能性	低い	低い	低い		
現状	使用済燃 料プール 内核燃料 (H26.3.1 現在)	392 体	615 体	566 体	1, 115 体	5 号機 994 体 6 号機 1,704 体
	使用で加 料プーの燃 料 り り り 出 り 明 り 明 り 明	平成 29 年度下 期	平成 29 年 度下期	平成 27 年 上期	平成 25 年 11 月現在 取り出し 中、平成 26 年末完 了予定	1~4号機を優 先した上で実施

	使用済燃料共用プール	乾式キャスク	汚染水
被災状況及び現状	津波で冷却機能を喪失したが、仮設冷却を継続。 現在、燃料集合体約5,860体(平成26年3月1日現在)を収容。 今後、各号機使用済燃料を受け入れるため、順次、ススリ出して乾が必要(は未定)。	津波でキャスク保管建 屋が被災するも自然空 冷で冷却を継続。 現在、敷地内高台の乾 式キャスク仮保管施設 において、キャスク保 管建屋にあった乾式キャスク及び共用プレ から搬出した燃料を収 納したキャスクを 28 基(燃料 1,412 体)保 管中(平成 26 年 3 月 1 日現在)。	一日当たり約 400 m ³ の地下水流入で汚染水が増加。 高濃度汚染水は、1~4号原子炉建屋等に計約 72,500m ³ 、プロセス主建屋等に約 18,250m ³ 、2号機及び3号機海水配管トレンチに約 11,000m ³ ある。除染処理設備の処理による R0 淡水(約 26,000m ³)、R0濃縮塩水(約 342,000m ³) 多核種除去設備(ALPS)の処理済水(同、63,000m ³)を
		日現仕 <i>)</i> 。 	埋済水 (同、63,000 ㎡) を タンクに保管中。

福島第一原発の安全対策の状況

安全対策の 状況	1号機	2号機	3 号機	4号機	5・6 号機	
原子炉圧力 容器注水停 止対策	おり、非常 た、これら	用ポンプも 設備が利用 ² 防車による?	多様化されて 配備済み。ま できない場合 生水体制も整	なっている。加えて1~3号 機と同様に消防車による注水		
原子炉格納 容器窒素封 入停止対策		置は多重化 常用も配備。	・多様化され	_		
使用済燃料 プール冷却 停止対策	用ポンプ、 配備済み。 できない場	コンクリーまた、これに	ており、非常 トポンプ車も ら設備が利用 消防車による いる。	に備え、消防 制も整備。 炉 4、6号機は	用できない場合 車による注水体 可内燃料のない 圧力容器冷却 注入も可能で、 本制も整備。	
全交流電源 喪失対策				機、電源車)を 内からの電源融	確保し、高台等 通対策を実施。	
地震対策	東日本大震 性を確認済)地震動で原子	炉建屋の耐震評	価を行い、安全	
津波対策	建屋扉の強	化を実施する	とともに、が	れき撤去用の重	幾を配備。	
	仮設防潮堤 に設置。	を設置し、原	E力容器の 注力	(ポンプを高台		
複合災害 (地震·津 波対策)	原子炉注水設備・使用済燃料プール冷却設備について、消防車、電源車等の複合災害対応設備を配備するとともに、燃料3日分を備蓄。窒素封入設備(1~3号機)についても、非常用窒素ガス分離装置と非常用ディーゼル発電機及び燃料3日分を備蓄。また災害時に備え、必要な対応要員を確保するとともに定期的に訓練を実施。					
					たいとまないに	

【凡例】 —— : 当該対策が必要ない場合

【福島第一原発の安全対策の状況】

- (総評)原子炉及び付属施設は、震災及び水素爆発により大きな被害を受けており、廃炉に向けた作業には多くの工程と年数を要するものとなっている。また、被災した設備の中には、周辺の放射線量が高いため実物を直接検査することができず、推測に基づいて評価せざるを得ないものがある。この場合、計算上、耐震性等には問題無いという結果が得られていても、損傷等がある可能性も否定できない。このため、総じて、通常の原子炉と比較して不透明な部分が大きいと言える。また、災害対応が必要となった場合、活動場所によっては放射線量が比較的高い場所があり、作業員の行動が制約されるおそれがある。しかしながら、そうした不確定要素を補完するために、各種施設・設備には、災害時に備えた多重・多様なバックアップ対策をはじめ、地震・津波による複合災害、多機同時発災を想定した対応策が講じられ、安全への信頼性向上に向けた取組が進んでいる。
 - ■原子炉について:1~3号機の核燃料は圧力容器及び格納容器内に燃料デブリとして存在していると想定されており、これらは冷温停止状態にあると考えられる。国と東京電力(株)が作成した「福島第一原子力発電所1~4号機の廃炉措置等に向けた中長期ロードマップ」によると、その回収撤去作業を始めるまでに10年弱の期間及び燃料デブリの取り出し方法等に関する研究期間が必要とされている。その取り出しの際には、原子炉が本来備わっている多重防護(圧力容器・格納容器・原子炉建屋という深層防護)の機能が期待できなくなる可能性があり、注視する必要がある。なお、燃料デブリの取り出し時には、再臨界が生じないよう中性子吸収材等の投入のもとでの回収作業を行うなど、充分な配慮が必要である。
 - ■使用済燃料プールについて:1号機から4号機までの使用済燃料プールは被災し、またそれらの使用済燃料プールは、元々原子炉のような多重防護の構造にはなっていないことから、燃料の保管や冷却機能には一定のリスクが存在する。現在は、水冷により安全が保たれているが、冷却機能がより充実している共用プールや使用済燃料貯蔵キャスクに速やかに移行させることが望ましい。また、燃料取扱時には、作業ミスなどにより燃料落下が生じないよう訓練と注意が必要である。
 - ■共用プールについて:共用プールは、現在は、空冷・水冷設備による冷却機能が完全復旧されており、燃料の保管体制は整っているが、これまで、このような大量の使用済燃料の受入又は払出しを行った実績は過去にほとんど無かったことから、作業ミス等が生じないような監視体制の維持や複合災害への対応力強化を図るための訓練の実施が重要となる。
 - ■汚染水について:これまでに度々汚染水漏えいが発生し、その都度、事後的な対応ぶりであったことから、国がこの問題に前面に立ち、予防的かつ重層的な対策を講じることとなったことは一定の評価ができる。現在取り組んでいる遮水壁設置等の対策が早期に措置されることが望まれる。 汚染水そのものは、万一原子炉建屋又は貯蔵タンクから漏えいが生じる場合でも、町で生活する上で、直接的に被ばくを受けるものではなく、健康影響が発生するおそれはほとんどないものと考えられる。ただし、今後新たに講

じられる汚染水対策により海域への直接漏えいリスクが高じて、漁業従事者 など海上で作業する者への安全に影響することのないよう、引き続き注視す る必要がある。

【福島第二原発の安全対策の状況】

(総評) 津波により多くの施設が被災したが、平成25年5月末をもって、冷温停止維持に関わる設備等の本設復旧を完了し、通常の原子炉において冷温停止が維持されている状態と同様であり、原子炉や使用済燃料プール内に保管されている燃料の冷却系統は多重化・多様化されていることから、危険性は格段に小さいと考えられる。

1. 4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、各地方自治体が具体的な対象地域を定めることとされている。

なお、特定原子力施設である福島第一原子力発電所に係る重点地域については、 国が同発電所のリスク評価等を踏まえて判断するとされているものの、現時点にお いては具体的な基準は示されておらず、今後検討することとされている。

(解説) 重点地域の範囲の基準

①予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone)

原子力施設に異常事態が発生した場合には、事態が急速に進展した場合においても放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、「原子力緊急事態宣言」の発令と同時に住民の避難を開始するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的な防護措置を実施する区域として定めるものであり、その範囲は、IAEA(国際原子力機関)の国際基準等を踏まえ、原子力施設から概ね半径5km以内を目安とすることとされている。

②緊急時防護措置を準備する区域(UPZ: Urgent Protective action Planning Zone)

原子力施設に異常事態が発生した場合には、放射線被ばくによる確定的影響を最小限に抑えるため、「原子力緊急事態宣言」の発令時には、緊急時の環境放射線モニタリングの結果をもとに住民の屋内退避等を実施するなど、緊急時の防護措置を準備する区域として定めるものであり、その範囲は、原子力施設から概ね半径30km以内を目安とすることとされている。

③プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域(PPA: Plume Protection Planning Area)

プルーム通過時に放射性ヨウ素の吸引による甲状腺被ばく等を避けるため、住 民の屋内退避などの防護措置を講じる区域として定めるものであり、その範囲は、 今後、「原子力防災対策指針」の中で示すこととされている。

本町において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。 なお、楢葉町原子力防災対策検討委員会からは、「町独自の予防的避難の範囲設定 の検討」が必要として、次のように提言された。

「予防的な避難の範囲は、原子力規制委員会による評価が示されていない現状では、PAZ(予防的防護措置を準備する区域)などの区域について、より安全側に

PAZ

UPZ

PPA

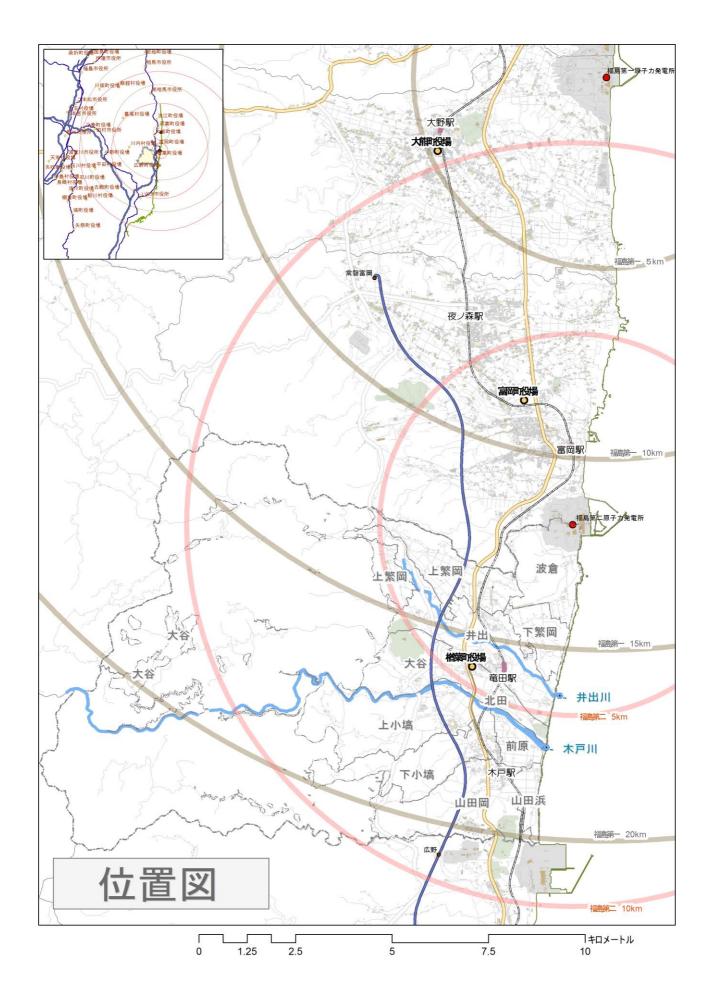
楢葉町原子力防災対策 検討委員会提言を踏ま えた対策 設定すべきと考えられる。ただし、同委員会によるリスク評価等の公表結果、廃炉等の進捗による危険性の変化等を踏まえ、適宜PAZなどを見直すことが必要である。」

福島第一原子力発電所に関しては、特定原子力施設であり、通常の原子力施設と一律にPAZ及びUPZの導入等を行うことは必ずしも適当ではないため、楢葉町として、木戸川以北の行政区について、町独自にPAZ内と同等の警戒態勢を敷いて対処するものとする。

	福島第一 原子力発電所	福島第二 原子力発電所
予防的護措置を 準備する区域 (PAZ)	なし** ※町では、木戸川以北に ついてPAZ内と同等 と考えて対処すること とする。	木戸川以北 の行政区
緊急時防護措置を 準備する区域 (UPZ)	町全域	PAZ以外の 全域

原子力災害対策を重点 的に実施すべき地域の 範囲

特定原子力施設の取扱 (対策指針 H25. 9. 5) 特定原子力施設である 東京電力株式会社福島 第一原子力発電所に関 し、他の原子力施設と 一律にPAZ及びUP Zの導入等を行うこと は必ずしも適当ではな い。このため、原子力 規制委員会としては、 東京電力株式会社福島 第一原子力発電所に係 る原子力災害対策重点 区域については、今 後、同発電所のリスク 評価等を踏まえながら 更なる検討を進めるこ ととする。



1. 5節 区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針に基づく以下の区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。ここで、どの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを判断するために各原子力施設毎に定められる基準が緊急時活動レベル(EAL: Emergency Action Level)である。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外に おいても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ①情報収集事態(原子力施設等立地市町村で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態(原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。)をいう。以下同じ。)
- ②警戒事熊
- ③施設敷地緊急事態
- ④全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内 退避)を原則実施することとする。これらの緊急事態各区分における防護措置の概 要は次のとおりである。

区分 情報収集事態 警戒事態 施設敷地緊急事態 全面緊急事態。

震度 6 弱以上の地震発 生時の区分

原子力施設等立地道府 県において、震度6弱 以上の地震が発生した 場合や、大津波警報が 発令された場合は、警 戒事態となる。

緊急事態区分、防護措置、緊急時活動レベルの関係(概要)

緊急事態区分	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
防護措置 の概要	□ PAZ 内防護措置の準備着手 □ 情報収集の実施 □ 緊急時モニタリングの準備 □ 避難行動要支援者の防護措置 の準備を開始 □ 原子力事業者からの通報 □ 事態発生の情報提供	□ PAZ 内の全住民の避難等 予防的防護措置の準備 □ 原子力事業者からの通報 □ 避難行動要支援者の防護 措置の実施 □ 事態発生の情報提供 □ 緊急時モニタリングの実 施と情報収集体制の強化	□PAZ 内の全住民の避難、 安定ョウ素剤の服用等、 予防的防護措置の実施 □UPZ 内の全住民の予防的 防護措置の準備 □原子力事業者からの通報 □事態発生の情報提供
緊急時活動 レベル(EAL: Emergency Action Level)	地震(震度 6 弱)等の 自然災害 や原子力規制庁の審議官等が 警戒を必要と認める 原子炉施 設の重要な故障等が発生した 場合	原子炉冷却材の漏洩や全 交流電源喪失(5 分以上継 続)等、 原災法 10 条の通 報すべき基準に達した場 合	原子炉を停止するすべての 機能の喪失や原子炉を冷却 するすべての機能の喪失 等、原災法 15 条の原子力 緊急事態宣言の基準に達し た場合

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL: Operational Intervention Level)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

運用上の介入レベル (OIL) の初期設定値

	基準の 種類	基準の概要	(OIL)	初期設定値			
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h			数時間内に 区域を特定 し、避難等 を実施	
置	7注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準		β線: 40,000cpm β線: 13,000cpm【 1 ヶ月後】			避難者のス クリーニン グ、除染	
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準		20μ S v/h			
		OIL6 による飲食物の摂取制限を 判断する準備として、飲食物中 の放射性核種濃度測定を実施す べき地域を特定する際の基準		0.5μSv/h			
飲食物			核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、他		
飲食物摂取制限		経口摂取による被ばく影響を防 い上する ため、飲食物の摂取を制 限する際の基準	ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	. 甘油土切入	
	OIL6		セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	基準を超え るものは摂 取制限	
		, om - 21	プルトニウム、 超 U 元素 α 核種	1Bq/kg	10Bq/kg		
				20Bq/kg	100Bq/kg		

緊急事態区分・緊急時活動区	分(EAL)・運用上のイ	トスレベル(OIL)と防	方護措置
緊急事態区分と 緊急時活動区分(EAL)	予防的防護措置を 準備する区域 (PAZ)内	緊急時防護措置を 準備する区域 (UPZ)内	町の体制
情報収集事態 立地市町村で震度5弱、5強の 地震			警戒態勢 (2号配備)
警戒事態 福島県で震度 6 弱以上の地震、 大津波警報発令等	避難行動要支援者 の避難準備 ¹		特別警戒 態勢 (3号配備)
施設敷地緊急事態事態 全交流電源喪失 (30 分以上)、 原発境界付近の放射線量 1 時間 当たり 5 μ Sv 以上検出等	避難行動要支援者 の避難実施 住民の避難準備 安定ョウ素剤の 服用準備	住民の屋内退避 準備 避難行動要支援者 の避難準備	災害対策 本部 (4号配備)
全面緊急事態 全交流電源喪失(1時間以上)、原発境界付近の放射線量 1時間当たり 5 μ Sv 以上検出(10分間以上又は2地点以上)等	住民避難の実施 安定ョウ素剤の 服用	安定ョウ素剤の 服用準備 避難行動要支援 者の避難実施 住民の屋内退避 実施	
放射性物質の	D放出		
OIL1: 500 μ Sv/h 超		▶ 避難の実施	
返 デ 20 μ Sv/h 超 20 μ Sv/h 未満	→ 1 日以P 1 週間↓	換取制限	
D 20 μ Sv/h 未満		屋內退避継続	

※町の体制については、「2.6節 緊急事態応急体制の整備」参照

⁻

¹ ここでいう「要支援者」は、避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者。

1. 6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、「総則編」 を基本に次のとおりとする。

各機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務または業務の実施細目を作成 しておくものとする。

1 町

事務又は業務

- 1 町民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
- 2 通信連絡網の整備に関すること。
- 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
- 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
- 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。
- 6 県の緊急時環境放射線モニタリング活動への協力に関すること。
- 7 町民の退避、避難及び立入制限に関すること。
- 8 緊急被ばく医療活動に関すること。
- 9 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。
- 10 飲食物の摂取制限等に関すること。
- 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
- 12 各種制限措置等の解除に関すること。
- 13 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。

2 町教育委員会

事務又は業務

- 1 小・中学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。
- 2 児童・生徒の安全確保に関すること。
- 3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。
- 4 こども園、小・中学校への災害情報の伝達、広報に関すること。

3 県(教育庁、警察本部を除く)

事務又は業務

- 1 町民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
- 2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。
- 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
- 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
- 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。
- 6 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。
- 7 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持に関す

ること。

- 8 町が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。
- 9 緊急被ばく医療活動に関すること (いわき市保健所が担う業務を除 く)。
- 10 飲食物の摂取制限等に関すること。
- 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
- 12 汚染物質の除去等に関すること。
- 13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。
- 14 町の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。
- 15 防災関係機関との連絡調整に関すること。

4 双葉警察署

事務又は業務

- 1 町民に対する広報に関すること。
- 2 町民の避難等の誘導に関すること。
- 3 立入制限措置に関すること。
- 4 災害警備及び交通規制に関すること。
- 5 緊急輸送のための交通確保に関すること。

5 双葉地方広域市町村圏組合消防本部

事務又は業務

- 1 広報車等による町民に対する広報に関すること。
- 2 町民の避難等の誘導に関すること。
- 3 緊急被ばく医療活動に関すること。
- 4 救急、救助活動の実施に関すること。
- 5 防護対策地区の防火活動に関すること。
- 6 県広域消防相互協定に基づく防災活動の実施に関すること。

6 自衛隊

機関		事務又は業務	
陸上自衛隊	1	1 災害応急救護に関すること。	
東北方面総監部	2	空からの緊急時環境放射線モニタリングに関するこ	
海上自衛隊		٤.	
航空自衛隊	3	海上における緊急時環境放射線モニタリングに関す	
		ること。	
	4	緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。	

7 指定地方行政機関

機関	事務又は業務	
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。	
	2	警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。
	3 関係職員の派遣に関すること。	
	4	関係機関との連絡調整に関すること。
東北財務局	1	地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関す

(福島財務事務所)	ること。		
(田西州777平777)	ること。 2 金融機関の緊急措置等の指示に関すること。		
東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機		
八十二年	関との連絡調整。		
東北農政局	1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関		
	すること。		
	2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。		
関東森林管理局	林野、林産物の汚染対策に関すること。		
東北農政局	主要食糧等の受給対策に関すること。		
いわき地域センター			
東北経済産業局	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協		
	力に関すること。		
関東東北産業保安	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。		
監督部東北支部			
東北運輸局	陸上輸送機関との連絡調整に関すること		
福島運輸支局			
東北運輸局	海上輸送機関との連絡調整に関すること。		
小名浜運輸支局			
(小名浜庁舎)			
東京航空局	1 航空機の安全航行に関すること。		
仙台空港事務所	2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。		
福島空港出張所			
福島地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発		
	表。		
	2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層活動に		
	よる地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警		
	報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する		
	情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれら		
	の機関や報道機関を通じた住民への周知。		
	3 災害の発生が予想されるときや、災害発生時におけ		
短身海 1. 但少如	る県に対する気象状況の推移やその予想の解説等。		
福島海上保安部	1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の 指示に関すること。		
	指示に関すること。 2 船舶に対する情報提供及び海上における治安の維持		
	2 船舶に対する情報促供及の海上における信女の維持 に関すること。		
	1 (C) 1		
	力に関すること。		
	5 緊急輸送を行うための船舶交通の確保に関するこ		
	と。		
 東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。		
東北地方整備局	1 国道の通行確保に関すること。		
福島河川国道事務所	2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。		
郡山国道事務所			
磐城国道事務所			
/ロゾ外口/E サゴカリハ			

福島労働局	1	労働者の被ばく管理の監督指導に関すること
	2	労働災害調査、労働者の労災補償に関すること

8 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関	事務又は業務
東日本電信電話 (株)	1 通信の確保に関すること。
いわき支店	2 災害時優先電話に関すること。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションス゛(株)	3 仮設回線の設置に関すること。
(株)エヌ・ティ・ティ・ト゛コモ	
東北支社	
KDDI(株)	
ソフトハ゛ンクテレコム(株)	
ソフトハ゛ンクモハ゛ イル (株)	
東日本旅客鉄道(株)	救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること
仙台支社福島支店	
日本赤十字社福島県支部	1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。
	2 義援金の募集に関すること。
日本放送協会福島放送局	1 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。
福島テレビ(株)	2 原子力防災に関する知識の普及に関するこ
(株)福島中央テレビ	と。
(株)福島放送	
(株)テレビユー福島	
(㈱ラジォ福島	
(株)エフエム福島	
(株)福島民報社	
福島民友新聞(株)	
日本通運(株)福島支店	緊急輸送に対する協力に関すること。
福山通運㈱	
佐川急運㈱	
ヤマト運輸㈱	
西濃運輸㈱	
(公社)福島県バス協会	
福島交通(株)	
新常磐交通(株)	
会津乗合自動車(株)	
(社)福島県トラック協会	
東日本高速道路(株)	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達
いわき管理事務所	に関すること。
	2 緊急輸送に対する協力に関すること。
(社)福島県医師会	緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。
(社)福島県放射線技師会	

9 東京電力株式会社

事務又は業務

- 1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。
- 2 原子力施設の防災管理に関すること。
- 3 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- 4 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。

- 6 緊急時環境放射線モニタリング活動に対する協力に関すること。
- 7 緊急被ばく医療活動に関すること。
- 8 町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

10 公共的団体

機関	事務又は業務	
ふたば農業協同組合	1	事故情報及び各種措置の伝達に関すること。
双葉地方森林組合	2	農林水産物の出荷制限に関すること。
木戸川漁業協同組合	3	風評による被害の払拭に関すること。
楢葉町商工会		

1. 7節 広域的な活動体制

町は、県外で原子力災害が発生した場合、住民の安全を確保するため、本計画に 定める対策等に準じて事務又は業務を行うものとする。

また、県の調整のもと、必要な応援を行うものとする。

第2章 原子力災害事前対策

2. 1節 基本方針

第1 原子力事業者の責務

原子力事業者(以下「事業者」という。)は、原子力発電所の運転に際して、安全 管理に最大限の努力を払い、放射性物質の異常放出により町民に影響が及ぶことの ないよう安全を確保するとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧 に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

また、原子力発電事業に係る業務に従事するものに対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、町との有機的な連携体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。

第2 原子力事業者との防災業務計画に関する協議

- 1) 町は、原災法第7条第2項に基づき、事業者が作成または修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、本計画との整合を保つ観点から、事業者が計画案を修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。
- 2) 原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

2. 2節 報告の徴収・立入検査

第1 報告の徴収

町は、原災法第 31 条及び第 32 条の規定に基づき、事業者が原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく原子力災害の予防措置(再発防止を含む。)を適切に行っているかどうか、事業者に対する報告の徴収等により確認する。

第2 立入検査の実施

立入検査を実施する町の職員は、原災法第32条第2項に基づき、町長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して立入検査を行う。

2. 3節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官 との連携

第1 原子力防災専門官との連携

町は、定期的な連絡会議の開催、訓練の実施等により、原子力防災専門官、県、 周辺町、関係機関との連携の強化を図る。

連絡会議においては、原子力発電所の防災体制、町民に対する原子力防災に関する周知、地域ごとの防災訓練等の予防措置、緊急事態応急対策拠点施設(以下、「対策拠点施設」という)の運用、事故時の連絡体制、防護対策等の緊急時対応措置について協議、検討を行う。

(解説) 原子力防災専門官

原災法第30条に基づき内閣府に設置され、対策拠点施設に常駐して、平常時は原子力事業者防災業務計画作成に係る指導・助言などを行い、緊急事態が発生した際は、初動時において現地事故対策連絡会議の議長として、事故等情報の集約や地方公共団体の応急措置に係る助言、防災関係機関との調整などの業務に当たることとされている。

第2 地方放射線モニタリング対策官との連携

町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリングの協力、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施する。

(解説) 地方放射線モニタリング対策官

全国3エリア(東日本(青森)・福島・西日本(福井))に在勤し、平常時は原子力施設周辺等の環境モニタリングの実施に関する専門的事項について、関係自治体との連絡・調整等を行い、原子力施設で緊急事態が発生した場合には、文部科学省職員の一員として、現地に急行し、緊急時モニタリング活動の実施を現場で統率することとされている。

2. 4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 民間事業者の能力活用

町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(食料や生活必需物資の供給、被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等)については、民間事業者のノウハウや能力等を活用することが有効であることから、あらか

対策拠点施設

従来は「オフサイトセンター」と呼ばれていた施設

原子力防災専門官

地方放射線モニタリン グ対策官 じめ応援協定の締結等に努めるものとする。

第2 燃料、資機材の確保対策

町は、燃料、発動発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者と連携を図るなどにより、その確保に努めるものとする。

第3 公共用地、国有財産の活用

町は、避難所や備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、町有地の有効活用を図るほか、町内にある国有・県有財産の有効活用が図られるよう、国及び県に対し協力を要請するものとする。

2. 5節 情報の収集・連絡体制等の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、周辺町、事業者、その他防災関係機関と情報の収集及び連絡を円滑に行うため、情報連絡体制の整備を図るとともに、その充実に努める。

1 通報連絡者名簿等の整備

町は、連絡・指導を行う施設、事業者、防災関係機関等を明確にするとともに、 通報連絡を緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信 手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備する。その際、夜間・休日においても対 応できる体制の整備を図る。

町は、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、原 子力事業者その他関係機関等に周知する。

- 1) 原子力事業者からの連絡を受信する窓口(夜間・休日等の勤務時間外の対応、 通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。)
- 2) 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先(電気、ガス、輸送、 通信、医療その他の公益的事業を営む法人等)
- 3) 防護対策の決定者への連絡方法(報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不 在の場合の代替者(連絡順位付き)を含む。)
- 4) 防災関係機関等への指示連絡先(夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した代替となる手段(衛星電話等非常用通信機器等)や連絡先を含む。)

2 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

3 情報の収集・連絡を担当する要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等 について情報の収集・連絡を担当する要員をあらかじめ指定しておくなど、職員の 派遣体制の整備を図る。

4 非常通信協議会との連携

町は、東北地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信 システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進 を図るものとする。

5 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話、漁業無 線等の業務用移動通信、消防無線、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等 による移動通信系の活用体制の整備を図る。

6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求める ことができる仕組みの構築に努める。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保

町は、収集した情報を的確に整理・分析するための人材の育成・確保に努める。 また、情報の正確な伝達のために、情報の受け手となる町民とリスクコミュニケー ションに取り組むものとする。

なお、楢葉町原子力防災対策検討委員会からは、「人材育成及びリスクコミュニケ | 楢葉町原子力防災対策 ーション活動の促進」が必要として、次のように提言された。

「町の職員や町民が、原子力発電所の状況や原子力災害への備えについて理解を 深めることは重要である。このため、専門家の協力を得て、町職員に対して、原子 力災害や放射線に係るリスクコミュニケーションのできる人材育成を行い、町民と の意見交換の場を設けるなどしてリスクコミュニケーションの促進を図ることが肝 要である。」

このことを踏まえ、職員に対する放射線関連の資格取得の促進や、研修等への参 加の機会提供し、防災対策等に関するワークショップ等の参加促進を図るものとす る。

2 専門家の活用体制

町は、必要に応じ専門家の意見を聴取できるよう必要な体制の整備に努める。 なお、楢葉町原子力防災対策検討委員会からは、「原子力施設監視体制の確立」が 必要として、次のように提言された。

検討委員会提言を踏ま えた対策

楢葉町原子力防災対策 検討委員会提言を踏ま えた対策

「今後進展していく廃炉作業の中で、特に注意すべき作業や起こりうる災害に関して、最新の情報を取り入れながら災害に備えるため、町としても、専門家の協力を得て原子力施設監視組織を新たに設置するなど町の監視機能を強化する。なお、この組織は、例えば、東京電力(株)が年 4 回程度実施する原子炉収容建物の状況チェックの結果について、同社に説明を求め、定期的に状況を把握するなどの役割が考えられる。」

このことを踏まえ、町は原子力災害に備えるため、独自に継続的に専門家から意見を聴取できる体制構築に取り組むものとする。

3 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、それらの情報について関係機関による利用促進が図られるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進に努める。

4 防災対策上必要とされる資料

町は、応急対策の的確な実施に資するため、国、県及び原子力事業者と協力して、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部及び対策拠点施設に適切に備え付ける。

また、これらの情報が迅速に利活用できるよう、情報の電子化についてその推進に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するための職員の育成・確保及び必要に応じて専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

【備え付ける資料】

- ① 原子力施設(事業所)に関する資料 ア 原子力事業者防災業務計画 イ 原子力事業所の施設の配置図
- ② 社会環境に関する資料
 - ア 種々の縮尺の周辺地図
 - イ 周辺地域の人口、世帯数(原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。)の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。)
 - ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手 段に関する資料(道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の 長さ等の情報を含む。)
 - エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ 定める避難計画(位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。)
 - オ 周辺地域の配慮すべき施設(幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、 障害者支援施設 等)に関する資料(原子力事業所との距離、方位等につい

ての情報を含む。)

- カ 拠点となる被ばく医療機関に関する資料(位置、収容能力、対応能力、搬送 ルート及び手段等)
- キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
- ③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象資料 (過去3年間における風向、風速及び大気安定度の季節 別及び日変化の情報等)
 - イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の予定測定地点図、及び環境試 料の予定採取地点図
 - ウ 線量推定計算に関する資料
 - エ 平常時環境放射線モニタリング資料(事故前 10 年間及び過去 3~10 年間の統計値等)
 - オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - カ 農林水産物の生産及び出荷状況
- ④ 防護資機材等に関する資料
 - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ⑤災害復旧に関する資料
 - ア 放射性物質の除去に関する資料
- ⑥緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料(人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む)
 - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制(報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など)
 - ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- ⑦避難に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画 (移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの)
 - イ 避難所運用体制(避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの)

第3 通信手段・経路の多様化等

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、防災行政無線をはじめとした緊急時の通信連絡に必要となる諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟する。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前に調整する。

なお、通信手段の整備にあたっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対す

る頑健性、多重化の確保に努める。

1 町防災行政無線の整備

町防災行政無線(同報系)において、屋外における聴取困難地域の解消、戸別受 信機の整備に努める。特に、海水浴場等の観光施設への屋外拡声器の設置、公共施 設、一般事業所、宿泊施設等への戸別受信機について設置を促進する。

2 専用回線網の整備

県、国及び周辺町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・ 維持に努める。また、国と連携し、対策拠点施設との間の通信連絡のための専用回 線網等の整備・維持に努める。

なお、楢葉町原子力防災対策検討委員会からは、「情報収集手段の複数化、多様化 楢葉町原子力防災対策 に向けた町独自の取組の検討」が必要として、次のように提言された。

「緊急時における必要な情報は、基本的には県から入手することが可能となって いるが、万一複合災害などにより入手ルートが途絶えた場合に備え、情報収集手段 の複数化、多様化のための町独自の取組による情報把握のあり方を検討する。例え ば、楢葉町に今後設置予定の福島第二原発のオフサイトセンターからも、直接情報 を入手できるようにすることなどが考えられる。」

このことを踏まえ、複合災害等の状況においても通信機能を多少でも確保して、 通信が完全に途絶えることない仕組みの検討、構築に取り組むものとする。

3 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネッ トワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努める。

4 災害時優先電話等の活用

町は、東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先 電話等を効果的に活用するよう努める。なお、災害用に配備されている無線電話等 の機器については、その運用方法等の習熟に努める。

5 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む。) し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を 図る。

6 保守点検の実施

町は、通信設備及び非常用電源設備等について、保守点検を実施するなど適切な 管理を行う。

検討委員会提言を踏ま えた対策

2. 6節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急 体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュ アル等に定めておくものとする。

第1 原子力災害対策本部体制等の整備

町の配備体制については、通報連絡協定、緊急事態区分及びEALに応じて、次のとおり定める。

配備基準	体制名 [※]	動員配備*	対策拠点対応の対応
情報収集事態	警戒態勢	2号	
警戒事態	特別警戒態勢	3号	
施設敷地緊急事態(10条通報)	災害対策本部 体制		対策拠点施設における立ち上 げ準備 国の現地事故対策連絡会議
全面緊急事態(緊急事態宣言)		4号	町現地災害対策本部の設置 合同対策協議会への出席 機能班への職員配置

※体制名、動員配備は一般災害と同一

1 警戒態勢

町は、次の情報収集事態の発生を認知した場合に準備態勢を立ち上げることとし 速やかに職員を招集するとともに情報の収集・連絡に努めるものとする。

- 1) 震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合
- 2) 県又は原子力事業者から警戒事態に先行する事象発生の通報を受けた場合で、 環境防災課長が必要と認める場合

2 特別警戒態勢

町は、警戒事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む)等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

3 原子力災害対策本部体制

町は、国、県又は原子力事業者から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に該当する事象発生の連絡・通報を受けた場合、町長を本部長とする災害対策本部を迅速かつ的確に設置・運営するものとする。そのため、災害対策本部の設置場所、職務権

限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達 方法等について定めるとともに、事故対策のためのマニュアル等の作成など必要な 整備を行っておくものとする。

第2 対策拠点施設における体制

1 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

町は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

2 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに町の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

3 原子力災害合同対策協議会の設置

町は、原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第 23 条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに原子力災害合同対策協議会を組織する。

なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、関係周辺都道府県、所在市町村及び関係周辺市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、町は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

4 町現地災害対策本部の設置

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、原則として、国の 現地事故対策本部等との連絡調整のため、あらかじめ定められた責任ある判断の 行える者を長とする町の現地災害対策本部(以下、「町現地対策本部」という。) を対策拠点施設に設置するものとされている。

町は町現地対策本部における事務を総括し、町現地対策本部職員を指揮監督する職員について、あらかじめ定めておくものとする。

5 機能班への職員配置

対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報 の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班

現地事故対策連絡会議

原子力災害合同対策 協議会

「町現地対策本部」 3.3節第2参照 を設け国、県、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、町はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

第3 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制を整備する。

第4 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」のことをいう。以下同じ。)会場等の確保などについて、市町村間の広域的な応援協力体制の拡充・強化を図るものとする。

また、大規模な災害等による同時被災を避けるため、また、放射性物質の拡散により町外への避難が必要となる可能性を考慮し、遠方に所在する市町村との応援協定締結に努める。

さらに、町は、原子力事業者との緊急時における協力内容等についてあらかじめ 調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口 及び連絡方法を取り決めておくものとする。

第5 緊急事態応急対策拠点施設等の整備

1 設備・資機材等の整備、維持管理

町は、国、県、周辺町及び事業者と相互に連携し、それぞれの役割に応じて、対 策拠点施設における応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について、適切 に整備、維持及び管理を行う。

2 対策拠点施設の活用

町は、国、県、周辺町及び事業者とともに、対策拠点施設を地域における原子力 防災の拠点として、平常時から、訓練等に活用する。

第6 環境放射線モニタリング体制の整備

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国(原子力規制委員会及び関係省庁)、関係地方公共団体(PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。)、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

1 緊急時モニタリング要員の派遣準備

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを適

切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定結果をOILに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。

町は、モニタリング活動に対し、要員の派遣、測定、試料採取などについて協力 する。

2 環境放射線モニタリング設備、機器等の活用

町は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時環境放射線モニタリングに協力できるよう、派遣要員を定めるとともに、国、県及び事業者が整備するモニタリング設備、機器等を活用できるよう習熟に努める。

3 気象状況把握のための施設の整備

町は、環境放射線モニタリングが円滑に行えるよう、気象状況を把握できる施設 等を整備する。

4 情報伝達のネットワークの活用

町は、県及び国等が整備する気象情報、空間放射線量率等の情報伝達のネットワークの活用に努める。

5 町独自の放射線計測情報ネットワークの仕組み構築

町は、防災体制構築の一環として、自主防災組織、消防団その他の防災や放射線 関係者(事業者を含む。)の協力を得るなどして、町独自に放射線計測情報を収集す る仕組みを構築するものとする。

これは、楢葉町原子力防災対策検討委員会から、「町独自の放射線計測情報ネットワークの仕組み構築」が必要として、次のように提言されたことを踏まえて取り組むものである。

「自主防災組織、消防団その他の防災や放射線関係者(事業者を含む。)の協力を 得るなどして、町独自に放射線計測情報を収集する仕組みを構築する。高機能な仕 組みである必要はないが、計測した情報を確実に本部に伝えるという、参加者一人 ひとりの強固な意思と創意工夫による情報連絡網の確立が望まれる。」

6 個々人の被ばく線量に関する監視体制の整備・維持

町は、原子力災害時に町民の被ばく線量を評価する一環として、適切なリスクコミュニケーションを実施した上で、日頃から、町民が個々人のレベルで被ばく線量を把握し、理解しておくよう取り組むものとする。

これは、楢葉町原子力防災対策検討委員会から、「個々人の被ばく線量に関する監視体制の整備・維持」が必要として、次のように提言されたことを踏まえて取り組むものである。

「災害時において、個人モニタリングを実施することは、個々人の被ばく線量を 評価する上からも重要である。外部被ばく線量に加え、内部被ばく線量の重要性に

楢葉町原子力防災対策 検討委員会提言を踏ま えた対策

楢葉町原子力防災対策 検討委員会提言を踏ま えた対策 鑑み、日頃からホールボディカウンタなどの機器設備の維持管理を図るとともに、 講習会や検査等を通じて、放射線被ばくに関する日常の情報を町のみならず個々人 レベルでも把握し、理解しておくことが望ましい。|

第7 複合災害に備えた体制の整備

複合災害への対応

町は、国及び県と連携し、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、 それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとされている。

町では、一般災害対策においても、原子力災害対策との複合災害を想定した体制を構築することとしている。また、同様に、原子力災害対策においても、一般災害対策と同一の体制とすることで、複合災害にも適切に対処することを目指している。この体制については、今後、訓練等を通じて継続的に評価、改善するものとする。

2. 7節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

町は、対策指針に基づき、住民避難、コンクリート屋内退避、屋内退避等の指示、または独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難計画を策定する。

1 避難計画の考え方

1) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた避難計画に関する考え方は、以下のとおりである。

【PAZを含む市町村】

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ョウ素剤を事前配布されていない者及び安定ョウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。以下同じ。)の避難、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにPAZ圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

【UPZを含む市町村】

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施

するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものと する。

【共通】

- 1) 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。
- 2) 本町は、2箇所の原子力施設が原子力災害の対象となるため、避難計画の策定においては、町民への事前の周知に混乱をきたさないよう配慮する。
- 3) 町は、屋内退避又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

2 広域的な避難のための計画の作成

県は、市町村間を越えた広域避難を想定し、関係市町村の他の市町村(県外市町村を含む)への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成するものとされている。

- ① 関係市町村における避難所の名称、場所、収容可能人数
- ② 要請を行う関係市町村の措置
- ③ 県の措置
- ④ 要請を受けた市町村の措置
- ⑤ 避難者の輸送体制等

なお、楢葉町原子力防災対策検討委員会からは、「避難マニュアルの整備など広域 避難のための対策」が必要として、次のように提言された。

「町は、今回の事故の教訓を踏まえ、万一の事故(究極的には最悪の事態)を想定して、町民はもとより、町内で作業にあたる原子力発電所関連の従業員、除染作業従事者など町内の一時滞在者等が適切に、いち早く屋内退避・避難などの防護対策をとるよう措置すべきである。このため、広域避難計画を策定し、その詳細について十分に検討した上で、避難マニュアルの整備などを通じて緊急時の対応を周知しておくことが不可欠である。その際、特に高齢者や要介護者などの要配慮者には、避難行動に伴う心身の負担や被ばくへの不安などに配慮した対応をとることが必要である。また、当該避難マニュアルには、行政区ごとの避難経路を明示するとともに、現在町内の複数の場所に仮置きされている除染廃棄物のフレコンが緊急避難時の障害となる可能性を踏まえて仮置場の場所をハザードマップに明示するなど避難の際のリスクを把握しておくことが望まれる。」

このことを踏まえ、町は、避難マニュアルの整備に取り組むと共に、複合災害等の状況において、要配慮者には、避難行動に伴う心身の負担や被ばくへの不安などに配慮した対応を検討し、また、除染廃棄物が避難の障害となる可能性も検討して、避難計画に反映するものとする。

楢葉町原子力防災対策 検討委員会提言を踏ま えた対策

3 避難計画で定める項目

町は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、次の事項を内容とした避難計画を 策定するものとする。

項目	留意事項(県地域防災計画より)
① 避難等に関する指標	屋内退避及び避難等に関する指標については、国 及び事業者が定めるところによるものとする。 ただし、国及び事業者が指標を定めるまでの間 は、防災指針によるものとする。
② 避難等の指示の伝達 方法	住民等への指示の伝達については、町広報実施マニュアル等によるほか、次について定めておくものとする。 (ア) 住民、一般事業所等については、防災行政無線、ファクシミリ、広報車等による他、要配慮者に対する戸別訪問等の方法について定めるものとする。 (イ) 観光施設等においては、施設管理者への連絡方法、施設責任者による利用者への伝達方法等について確認しておくものとする。
③ 一時集合場所の名称、 所在地、対象地区、対象 人口及び責任者	(7) 住民等の一時集合場所については、行政区毎に地区公民館、集会所等を指定するものとし、施設毎に行政区の長等を責任者として指定するものとする。(イ) 一般事業所等については、一時集合場所への移動の有無について検討しておくものとする。
④ 避難所及びコンクリート建物の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者	(7) 避難所等の選定 関係市町村における避難所等の選定基準により難い場合は、地域の実情に応じて定めるものとする。 a 避難所は、発電所からの方角及び距離を踏まえて選定するものとする。 b 避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。 c 避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。 d 原則として耐震構造の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とする。 (イ) 避難地区分けの実施 a 避難地区分けの実施 a 避難地区分けの境界線は、市町村の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるものとする
	路、鉄道、河川などを横断して避難することを 避けるものとする。 b 避難人口は、夜間人口によるが、勤務者や観

女性への配慮(参考)

内閣府(防災担当):避 難所における良好な生 活環境の確保に向けた 取組指針

内閣府男女共同参画 局:男女共同参画の視 点からの防災・復興の 取組指針

ユニバーサルデザイン への配慮

	光客等により昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕を持たせるものとする。 (ウ) 学校を指定する場合の措置学校を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法(教職員の役割を含む。)等について事前の協議を行っておく。 (エ) 県有施設の利用 県有施設を避難所として指定するときは、事前に当該施設の財産管理者の承諾を得るとと、避難所の運営についてあらかじめ協議する。 (オ) その他の施設の利用 町は、指定した避難所で不足する場合、または避難が長期化する場合には、県(県は内閣総・テル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。 県は、県内外の宿泊施設を避難所とする際に迅速な避難所開設を行うため、旅館業組合や旅行会社などの関係団体との協定を締結し連携を強化する。
⑤ 他の市町村への避難の	関係市町村は、災害の程度により、市町村内の避
方法、他市町村からの避	難所において避難者を収容できない場合に備え、
難の受け入れの体制	他の市町村への避難の体制について検討しておく
	ものとする。 また、他の市町村からの避難者を受け入れる体制
	についても検討しておくものとする。
	この場合において、県は、当該市町村と避難先と
	なる市町村との調整を行うものとする。
⑥ 一時集合場所及び避難	関係市町村は、住民等の避難誘導・移送に必要な
所への経路及び誘導方法	資機材・車両等の整備に努めるものとする。
⑦ 避難状況の確認体制	避難のための立ち退きの勧告または指示等を行った場合にないて、休見祭の職業と記されている。
	た場合において、住民等の避難状況を的確に確認 するための体制について整備しておくものとす
	る。
⑧ 住民輸送に関する事項	(ア) 避難路の確保
(ア) 避難路の確保	a 避難路は、概ね8メートル以上の幅員とする
(イ) 避難路の整備	が、この基準により難いときは地域の実情に応
	じて選定する。

- b 避難路は相互に交差しないものとする。
- c 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高 い工場等がないものとする。
- d 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。
- (イ) 避難路の整備

県、関係市町村等道路管理者は、関係市町村と協議のうえ適切な避難路の整備に努めるものとする。

- ⑨ 避難所開設に伴う被災 者救援措置に関する事項
- (ア) 給水措置
- (イ) 給食措置
- (ウ) 毛布、寝具等の支給
- (エ) 衣類、日用必需品の支給
- (オ) 負傷者に対する応急救護
- (t) ペットとの同行避難の ためのゲージ等の支援

負傷者に対する応急救護については、県原子力現 地災害対策本部医療班の救護チーム等によるもの とするが、救護チームの配置については、関係市 町村が県と調整して定めるものとする。

⑩ 避難所の管理に関する 事項

(ア) 避難所の管理者及び運 営方法

- (イ) 避難収容中の秩序保持
- (ウ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (エ) 避難者に対する応急対 策実施状況の周知徹底
- (オ) 避難者に対する各種相 談業務

避難所の管理者については、原則として市町村職 員を指定するものとする。

- ① 避難所の整備に関する 事項
- (ア) 収容施設 (コンクリート建物の区別)
- (4) 給水施設
- (ウ) 給食施設
- (エ) 情報伝達施設
- (オ) トイレ施設(仮設トイ レ、防疫用資機材、清掃 用資機材等)
- (カ) ペット等の保管施設
- ② 要配慮者に対する救援 措置に関する事項

(ア) 情報の伝達方法

- (ア) 関係市町村は、コンクリート屋内退避施設について調査を行い、具体的なコンクリート屋内 退避体制について整備するものとする。
- (4) 避難所等として指定された建物については、 必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好 に保つための設備の整備及び放射線測定資機 材、安全確保のための資機材の配備に努めるも のとする。

関係市町村は、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」を適切に誘導するため、周辺住民、自主防災

ペットとの同行避難への対応(参考) 環境省:災害時におけるペットの救護対策ガ

イドライン

- (イ) 避難及び避難誘導
- (ウ) 避難所における配慮等
- (エ) 老人デイサービスセン ターの活用等

組織、地域団体等の協力を得ながら、これらの者 に係る避難誘導、移送体制を整備するものとす る。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等につい ては十分配慮するものとする。

- ① 避難の心得、その他防 災知識の普及啓発に関す る事項
- (ア) 広報紙、掲示板、パン フレット等の発行
- (イ) 標識、誘導標識等の設置
- (ウ) 住民に対する巡回指導
- (エ) 防災訓練の実施等

関係市町村は、災害時における避難の万全を期すため、広報紙、掲示板、パンフレット等により、住民に地域内の一次集合場所、避難所、避難路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以上は、広報を行うなど周知徹底を図る。

第2 避難所等の整備

1 避難所等の整備

町は、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した 緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定 避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。指定にあたって は、次に上げる取組を図るものとする。

- 1) 町は、指定緊急避難場所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮する。
- 2) 一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。
- 3) 避難所は、放射線に対する遮蔽効果が高いコンクリート施設や駐車場の整備状況等を考慮して指定する。
- 4) 避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする
- 5) 国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する 等、広域避難体制を整備するものとする。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、県等と連携し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・ 車両等を確保する。

3 コンクリート屋内退避施設の整備

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努める。

4 広域一時滯在に係る応援協定の締結

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の 地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な 避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

5 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援 の仕組みの整備等に努める。

6 避難所における設備等の整備

町は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

7 物資の備蓄に係る整備

町は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

第3 避難行動要支援者に関する措置

- 1) 町は、避難行動要支援者(町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は 災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、そ の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同 じ。)を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものと する。
- 2) 町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者 名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域に おける避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映 したものとなるよう、定期的に更新するものとする。
- 3) 町は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

※避難行動要支援者名 簿の作成等

「一般災害対策編(第 2編 一般災害対策 計画 第1章 災害 予防計画 第22節 要配慮者対策の推 進)」参照

第4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

1 要配慮者避難支援計画等の整備

- 1) 町は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。
- 2) 町は、県の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。
- 3) 町は、県の助言のもと、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

2 病院等における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

3 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象 者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- · 避難実施責任者
- ・ 避難の順位
- ・避難誘導責任者及び補助者
- ・避難誘導の要領及び措置(自動車の活用による搬出等)
- ・避難の時期(事前避難の実施等)及びその指示伝達方法
- ・避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
- ・避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- ・避難者の確認方法
- ・家族等への連絡方法

第5 学校等施設における避難計画の整備

学校等においては、多数の園児・児童・生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体 及び生命の安全を確保するため、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項 に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

- · 避難実施責任者
- ・避難の順位
- ・ 避難誘導責任者及び補助者
- ・避難誘導の要領及び措置
- ・避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法

- ・避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- ・避難者の確認方法
- ・児童・生徒等の父母・保護者等への引渡方法
- ・通学時に災害が発生した場合の避難方法

第6 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、 多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第7 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難指示等を行った場合、住民等の避難状況を的確に確認するための体制を整備するものとする。

なお、住民等が指定避難所以外に避難をした場合等には、町災害対策本部に居場 所及び連絡先を連絡するよう住民等に周知するなど、避難状況の確実な把握に努め るものとする。

第8 避難所等・避難方法等の周知

町は、避難、スクリーニング、安定ョウ素剤配布等の場所・避難方法(バス等で 避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。)、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた 方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべき ことにも留意する。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

2. 8節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 1) 町は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。
- 2) 町は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

2. 9節 緊急輸送活動体制の整備

第1 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、原子力災害時の住民避難など円滑な緊急輸送を行うため、町の管理する情報板等について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

また、町は緊急輸送が円滑に行われるよう、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第2 専門家の移送体制の整備

町は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力(最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等)について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2. 10節 消防活動及び緊急時医療体制等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措 置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

第2 消火活動用資機材等の整備

町は、平常時から県、事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における 火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行う。

第3 緊急被ばく医療活動体制等

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく 医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、PAZ内の住民等及びPAZ外であって安定ョウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ョウ素剤の事前配布体制並びにPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ョウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ョウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

1 事前配布体制の整備

1) 町は、県と連携し、事前配布用の安定ョウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ョウ素剤の備蓄を行うものとす

る。

- 2) 町は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県、関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。
- 3) 町は、県と連携し、説明会において安定ョウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ョウ素剤を必要量のみ配布するものとする。
- 4) 町は、県と連携し、住民に事前配布した安定ョウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ョウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ョウ素剤の回収・配布に努める。

2 緊急時における配布体制の整備

- 1) 町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ョウ素 剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用 に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の 安定ョウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。
- 2) 町は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ョウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

3 共通事項

町は、県が整備する安定ョウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努める。

第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- 1) 町は、国及び県の協力のもと、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を備蓄する。
- 2) 町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と密接な情報交換を行う。

第6 物資の調達、供給活動

- 1) 町は、国、県及び原子力事業者の連携のもと、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立のおそれがあるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めるものとする。
- 2) 町は、国及び県の連携のもと、備蓄拠点を輸送拠点としても指定するなど、物 資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備するものとする。

2. 11節 町民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 広報実施マニュアル等の作成

町は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

第2 体制及び設備等の整備

町は、的確な情報を常に伝達できるよう、町有施設等への連絡体制及び町防災行 政無線、広報車両等の施設、設備の整備を図る。

第3 町民相談窓口の整備

町は、国、県及び事業者と連携し、町民からの問い合わせに対応する町民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定める。

第4 要配慮者等への広報体制の整備

町は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、消防団、自主防災組織等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

第5 多様な広報媒体の活用

町は、広報掲示板、インターネットホームページ、有線放送等の多様なメディア の活用体制の整備に努める。

なお、町は、公共情報コモンズに参画しており、これを有効に活用する。

第6 他自治体への避難者への広報

町は、福島第一原子力発電所の事故に伴う他市町村への避難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、避難先市町村との役割分担について明確にしておくものとする。

2. 12節 業務継続計画の策定

町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

公共情報コモンズ

2. 13節 原子力防災等に関する知識の普及と啓発及び国際的な情報 発信

第1 住民に対する知識の普及と啓発

町は、国、県及び事業者と協力して、災害時における町民の混乱と動揺を避ける ため、平素から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知 識の普及と啓発に努める。

- ・放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ・原子力施設の概要に関すること。
- ・原子力災害とその特性に関すること。
- ・放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に 関すること。
- ・緊急時に町等が講じる対策の内容に関すること。
- ・緊急時の情報、指示等の伝達方法に関すること。
- ・コンクリート屋内退避所、避難所等及び一時集合場所に関すること。
- ・要配慮者への支援に関すること。
- ・緊急時にとるべき行動に関すること。
- ・避難所での運営管理、行動等に関すること。
- ・その他必要と認める事項に関すること。

第2 防災教育の充実

町は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第3 要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及・啓発に際し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第4 避難所以外に避難した市民等への周知

町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

第5 各種資料のアーカイブ、公開

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、過去の原子力災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の

人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第6 教訓情報の発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず 諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び県、被災市町村と連携し、 災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共 有するよう努めるものとする。

2. 14節 防災業務関係者の人材育成

町は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ・原子力防災体制及び組織に関すること
- ・原子力施設の概要に関すること
- ・原子力災害とその特性に関すること
- ・放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ・モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計 算の活用に関すること
- ・原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ・緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容
- ・緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ・放射線緊急被ばく医療(応急手当を含む)に関すること
- ・その他緊急時対応に関すること

2. 15節 計画に基づく行動マニュアル等の整備

町及び関係機関等は、本計画に定める応急対策を迅速かつ確実に実施するため、 連絡網等の作成をはじめ、対策を実施するための手順等を定めた行動マニュアル等 を整備するものとする。

また、訓練等の実施により明らかとなった課題を修正するとともに、現況に即した修正を随時行うため、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを行うものとする。

2. 16節 原子力防災に関する訓練

第1 訓練の実施

町は、国、県及び原子力事業者等と連携し、次に掲げる防災活動の要素ごとや各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- ・原子力災害対策本部及び現地対策本部等の設置・運営訓練
- ・対策拠点施設への参集、立ち上げ及び運営訓練
- 緊急時通信連絡訓練
- ・緊急時モニタリング訓練
- ・緊急被ばく医療訓練
- ・住民に対する情報伝達訓練
- 住民避難訓練
- ·消防活動訓練 · 人命救助活動訓練
- ・原子力災害対策特別措置法第13条に基づく総合的な防災訓練

第2 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練の実施に当たり、国 (原子力規制委員会)、県及び原子力事業者等の協力を得て、現場の判断力向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参加者に事前に訓練目的を周知する。

さらに訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかに し、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の 改善に取り組む。

2. 17節 原子力発電所上空の飛行規制

航空機による原子力施設に対する災害を防止するため、原子力関係施設付近の上空の飛行は、できる限り避けることとされている。なお、原子炉の位置については、AIP (Aeronotical Information Publication—航空路誌、国土交通省航空局)において示されている。

事業者は、原子力施設であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に 努める。

2. 18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、町内で事故が発生した場合に町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

2. 19節 災害復旧への備え

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染等に関する 資料の収集・整備等に努めるものとする。

第3章 原子力災害応急対策計画

3. 1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

3. 2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 情報収集事態が発生した場合

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。

町は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

第2 警戒事態が発生した場合

- 1) 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む地方公共団体に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請することとされている。
- 2) 町は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知し

た場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態 の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとす る。

第3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

原子力発電所(以下「発電所」という。)において、原災法第 10 条に基づく特定 事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行う。

1 通報連絡系統

通報連絡系統図は、発電所ごとに図 3-1-1、図 3-1-2 のとおりとする。

2 発電所からの通報連絡

発電所の原子力防災管理者は、原災法第 10 条に定める特定事象発見又は発見の通報を受けた場合、直ちに、通報連絡系統により、国、県、暫定的な重点区域内の関係市町村、警察、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、次に掲げる内容を記した文書を、同時にファクシミリで送付し、電話でその着信を確認する。なお、通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。

通報様式は、原災法に定める様式とする。

さらに、第2報以降についても、事業者は、上記に準じ定期的にまたは事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに通報するよう努める。なお、 町が災害対策本部を設置した後は、災害対策本部にも連絡する。

3 原子力規制委員会からの連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸(内閣官房)、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。

町は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定 地方公共機関に連絡するものとする。

4 原子力防災専門官からの連絡

原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、

国及び関係地方公共団体に連絡することとされている。

また、原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、 関係市町村、事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連 絡・調整等を行う。

5 県からの通報連絡

県は、発電所からの施設敷地緊急事態の通報及び国(原子力規制委員会、原子力 防災専門官)からの連絡があった場合、町に連絡する。

県は、発電所からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより特定事象発生の通報を行うべき数値($5 \mu \text{Sv/h}$)を検出した場合、直ちに原子力防災専門官に連絡する。県から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携して、発電所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県、所在町に連絡する。

6 町の連絡

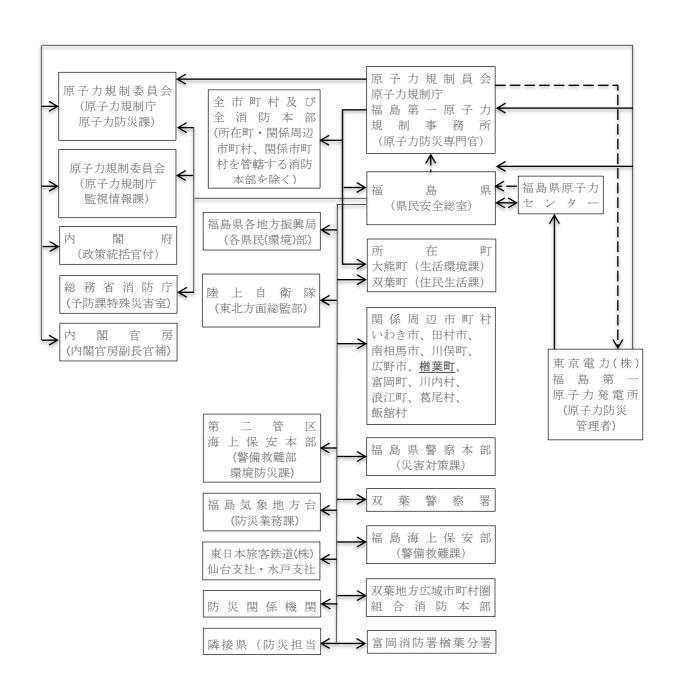
町は、発電所からの施設敷地緊急事態の通報、国(原子力規制委員会、原子力防 災専門官)及び県からの連絡等を受けた場合、直ちに、本計画に定める指定地方公 共機関、町消防団等に連絡を行う。

町は、非常体制を確立するとともに、各種情報、応急対策活動の状況等を国、県、 防災関係機関と随時連絡し、連携を密にする。

7 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の通報連絡

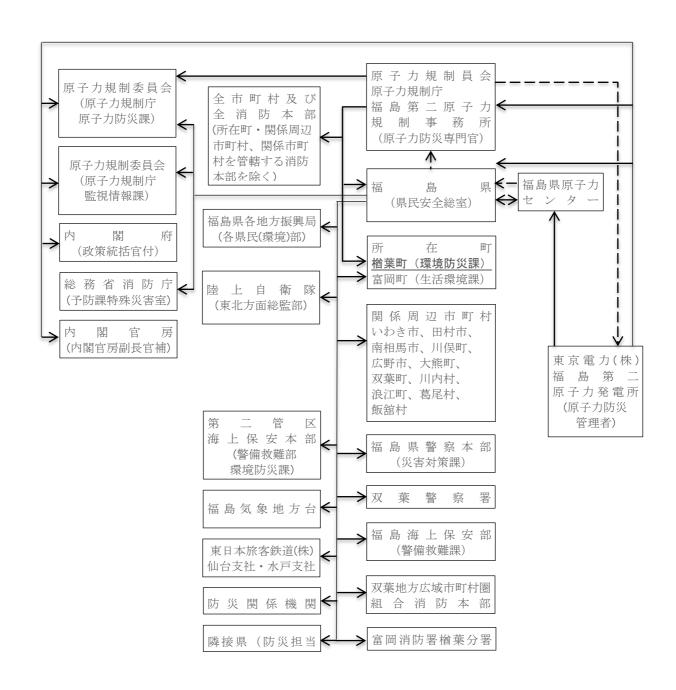
双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、発電所からの施設敷地緊急事態の通報、 県または町からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署に対し連絡を行う。

図 3-1-1 東京電力(株)福島第一原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図



(凡例) → 特定事象発生 **-->** 県が 5 μ Sv/h を観測したとき

図 3-1-2 東京電力(株)福島第二原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図



(凡例) → 特定事象発生 **→** 県が 5 μ Sv/h を観測したとき

第4 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動 情報、被害情報等の連絡)

発電所において、発生している特定事象が原災法第 15 条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により連絡を行うものとする。

1 発電所からの報告

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

さらに、事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的にまたは 事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに報告するよう努める。 なお、町が災害対策本部を設置した後は、災害対策本部にも連絡する。

2 国からの連絡

- 1) 国 (原子力規制委員会) は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う。
- 2) 町は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。なお、町は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

3 県からの連絡

県は、発電所から全面緊急事態発生の通報、国(原子力規制委員会)からの緊急 事態応急対策に関する事項の指示及び環境放射線モニタリングやSPEEDI等の 拡散予測結果等、その他必要と思われる事項について、連絡系統図により関係市町 村及び関係機関に直ちに連絡することとされている。

4 町の連絡

町は、発電所からの全面緊急事態発生の通報、国(原子力規制委員会)からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県からの連絡を受けた場合、直ちに本計画に定める指定地方公共機関等に連絡を行う。

5 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の通報連絡

双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、発電所からの全面緊急事態発生の通報、 県又は町からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署等に対し連絡を行う。

第5 一般電話回線が使用できない場合の対処

- 1) 地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、町は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。
- 2) 発電所からは衛星電話等を携帯した連絡員を町に派遣するものとする。

第6 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

- 1) 県は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生の通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備(主に空間放射線量率の測定)を直ちに開始するものとされている。
- 2) 緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、特定事象の通報を受けて直ちに緊急時モニタリングを開始し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会原子力事故対策本部に連絡するものとされている。
- 3) 町は、緊急時モニタリングの実施にあたり、必要な情報を提供するものとする。
- 4) 町は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの 実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

3. 3節 活動体制の確立

第1 原子力災害対策のための警戒態勢

1 警戒態勢

町は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

2 情報の収集

町は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

3 対策拠点施設の設営準備への協力

町は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた

場合、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行うものとする。

4 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

5 国等との情報の共有等

町は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態 応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・ 調整、情報の共有を行うものとする。

6 警戒態勢における職員の動員配備

町は、国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるための、配備の体制を とる。配備の種別、時期、内容等の基準は、次のとおりとする。

種別	配備基準	配備内容
2 号配備 (警戒態勢)	情報収集事態の発生を認知 した場合	・町長、副町長、教育長、 全課長 ・その他各課必要な人員 ・消防団長
3 号配備 (特別警戒態勢)	警戒事態の発生を認知した 場合	上記に加え、 各課必要な人員 全消防団

警戒態勢の職員動員・配備

7 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下のような基準によるものとする。

(基準の例)

- 1)事故対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- 2) 災害対策本部が設置されたとき。

第2 災害対策本部の設置等

1 町災害対策本部の設置

町長は、発電所に事故が発生し、次のいずれかに該当する場合には、町災害対策 本部(以下「災害対策本部」という。)を設置する。

なお、原災法第 15 条に定める原子力緊急事態宣言前に町長が必要と認め、災害対 策本部を設置する場合には県に連絡する。

・発電所の原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合

- ・県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値 ($5 \mu \text{Sv/h}$) の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合
- 内閣総理大臣が本町に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合
- ・その他町長が必要と認めたとき

2 町原子力災害現地対策本部の設置

町は、内閣総理大臣が本町に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合、原則として、国の現地事故対策本部等との連絡調整のため、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとされている。そのため、町長(災害対策本部長(以下「本部長」という。))は、町現地災害対策本部長(以下、「町現地対策本部長」という。)を指名し、町現地災害対策本部(以下、「町現地対策本部」という。)を対策拠点施設に設置する。

町現地対策本部長は、本部長の命を受け、町現地対策本部における事務を総括し 町現地対策本部職員を指揮監督する。

3 職員の動員配備

町長(災害対策本部長(以下「本部長」という。))は、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、配備の体制をとる。配備の種別、時期、内容等の基準は、次のとおりとする。

災害対策本部設置の職員動員		配備
---------------	--	----

種別	配備基準	配備内容
4号配備(警戒態勢)	1 国、県又は原子力事業者から施設敷地緊急事態に該当する事象発生の連絡・通報を受けた場合 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 3 原子力災害が広域に及ぶことが予想されたときで、本部長(町長)が当該配備を指令したとき 4 その他必要により、町長が当該配備を指令したとき	・町長、副町長、教育 長、全課長 ・その他各課必要な人員 ・消防団長

4 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

5 災害対策本部の廃止

災害対策本部及び現地対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

・原子力緊急事態解除宣言がなされた後、災害対策本部長が、原子力施設の事故 が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認 めたとき。

第3 災害対策本部における活動

本部長は、県と相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急等の応急対策を円滑に行うための準備等を行う。また、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な住民避難等の応急対策を実施する。なお、住民避難等の応急対策の実施のための準備等や、国の指示等に基づき実施する住民避難等の応急対策について、県に対して助言及び支援を求めることができる。

本部長は、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、県及び町の対応状況等について、町民や関係機関に対する広報や連絡を定期的に実施することにより 住民不安の解消に努める。

1 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の所掌事務は以下のとおりとする。

- ・災害対策の総括に関すること。
- ・組織、派遣要員に関すること。
- ・災害情報の収集に関すること。
- ・応急対策の決定、実施に関すること。
- ・応急対策の実施状況に関する情報の収集に関すること。
- ・町有施設に対する連絡に関すること。
- ・屋内退避、避難に関すること。
- ・立入制限に関すること。
- ・飲食物の摂取制限に関すること。
- ・水道の給水制限に関すること。
- ・農作物の採取制限、農耕制限に関すること。
- ・農林水産物の出荷制限に関すること。
- ・ 道路施設の確保に関すること。
- ・教育施設との連絡に関すること。
- ・他市町村、防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・「各班の事務分掌」に定めること。
- ・その他本部長が指示する事項に関すること。

2 災害対策本部の組織

現地災害対策本部

総務班(総務課行政係)(総務課秘書係) (選挙管理委員会事務局) (議会事務局) **財産管理班**(財産管理課財産取得係)(財産管理課財産 管理係)(財産管理課入札監理係) 本部長 (町長) 財政•出納班(総務課財政係)(出納室出納係) 情報班 (復興推進課復興推進係) (復興推進課広報統計 係)(復興課情報政策係) 副本部長 住民班(住民福祉課戸籍住民係)(住民福祉課国保年金 (副町長) 係)(住民福祉課介護保険係)(住民福祉課社会 福祉係) 生活班(生活支援課損害賠償支援係)(生活支援課仮設 本部員 住宅係)(生活支援課生活再建係)(会津美里出 (教育長) 張所総務係)(会津美里出張所業務係) (環境防災課長) (総務課長) 保健班 (住民福祉課保健衛生係) (税務課長) (住民福祉課長) (復興推進課長) 衛生班 (環境防災課環境係) (産業振興課長) (建設課長) **產業班**(產業振興課農政係)(產業振興課農業振興係) (生活支援課長) (産業振興課農林土木係)(農業委員会事務局) (放射線対策課長) (財産管理課長) 商工班 (新産業創造室新産業創造係) (新産業創造室長) (議会事務局長) 建設班 (建設課業務係) (建設課建設係) (建設課都市 (会計管理者) 計画係)(建設課建築係) (教育総務課長) (こども園長) **放射線対策班**(放射線対策課放射線管理係)(放射線対 (消防団長) 策課除染係) (双葉地方水道企業団 南営業所長) **給水班**(双葉地方水道企業団南営業所) 税務班 (税務課賦課収納係) (税務課資産税係) **教育班**(教育委員会総務係)(教育委員会学校教育係) (教育委員会文化財係)(教育委員会社会教育係) (教育委員会生涯学習係)

本部班 (環境防災課防災交通係)

(環境防災課原子力安全対策係)

消防団

保育班 (あおぞらこども園)

3 災害対策本部の事務分掌

Ţ.līT 佐	市 攻 八 崇
班 等 本部長 (町長) 副本部長 (副町長)	事務分学1 重要事項の意思決定に関すること。2 災害対策本部の設置・廃止の決定に関すること。3 災害対策本部の運営に関すること。4 避難の勧告・指示の決定に関すること。5 自衛隊・県等の派遣要請の決定に関すること。
本部員 (教育長・環境防災課長・経 務課長・税務課長・住民産業 課長・税務課長・住民産業 課長・税務課長・産産管 課長・発力 課長・新産業創造室 経 課長・新産業創育 総 会事 務 に 要 と の の の の の の の と の と の の の の の の の の	1 災害対策本部の設置・廃止決定の支援に関すること 2 災害対策本部の運営に関すること。 3 本部会議の開催・運営に関すること。 4 重要事項の意思決定の支援に関すること。
本部班 班長:防災交通係長 (環境防災課防災交通係) (環境防災課原子力安全対 策係)	 災害対策本部の設置準備に関すること。 災害対策本部の運営に関すること。 本部会議の運営に関すること。 班員の配備・動員に関すること。 各班との連絡調整に関すること。 自衛隊・県等の派遣要請に関すること。 自衛隊・県・防災関係機関等との連絡調整に関すること。 消防団の出動・活動・連絡調整に関すること。 第計局域との連絡調整に関すること。 災害救助法の申請に関すること。 その他災害対策全般に関すること。 原)原子力発電所の情報取得に関すること。 原)広域的な町外避難ルートの立案に関すること。
総務班 班長:総務課長補佐 (総務課行政係) (総務課秘書係) (議会事務局)	1 町職員外の人員調整に関すること。 2 従事命令・協力命令の事務に関すること。 3 自衛隊・県・防災関係機関等の受け入れ準備に関すること。 4 車両の調達・配車要請に関すること。 5 緊急輸送に関すること。 6 班員の医療救護・公務災害に関すること。 7 視察・見舞等の来町者への対応に関すること。 8 議会関係の連絡調整に関すること。 9 原)広域避難先自治体との連絡調整に関すること(施設含む)
財産管理班 班長:財産管理課長補佐 (財産管理課財産取得係) (財産管理課財産管理係) (財産管理課入札監理係)	1 庁舎の被害調査・応急復旧に関すること。 2 町営住宅の応急修理に関すること。 3 町有財産の災害対策・被害調査に関すること。 4 町営住宅のあっせんに関すること。 5 原)一時集合場所、避難所の機能確保・維持に関すること。(集会所) 6 原)町外での業務継続に必要な環境整備に関する

	こと。
財政・出納班 班長:財政係長 (総務課財政係) (出納室出納係)	 災害予算に関すること。 応急対策に要する経費の支払い・経理に関すること。 その他経理全般に関すること。 原)総務班への応援。
情報班 班長:復興推進課長補佐 (復興推進課復興推進係) (復興推進課広報統計係) (復興推進課情報政策係)	1 気象・災害情報の収集・分析に関すること。 2 被害の取りまとめ、被害報告の作成に関すること。 3 防災行政無線等を使用した広報に関すること。 4 通信機器全般に関すること。 5 報道機関に対する情報の提供、その他連絡に関すること。 6 災害記録に関すること。
住民班 班長:住民福祉課長補佐 (住民福祉課戸籍住民係) (住民福祉課国保年金係) (住民福祉課介護保険係) (住民福祉課社会福祉係)	1 避難所の開設、開設状況の報告に関すること。 2 避難所の運営に関すること。 3 ボランティアの受け入れ・調整に関すること。 4 避難行動要支援者の保護に関すること。 5 行方不明者届出の受理に関すること。 6 行方不明者・遺体の捜索に関すること。 7 遺体の収容・処理・埋火葬に関すること。 8 被災者台帳の整備、罹災証明書の発行に関すること。 9 弔慰金・見舞金等の支払いに関すること。 10 原)広域避難の誘導に関すること。 11 原子力災害における広域避難実施の際には、町内の避難所を一時集合場所に、避難所を広域避難先の受入施設に、それぞれ読み替える。
生活班 班長:生活支援課長 (生活支援課損害賠償支援係) (生活支援課仮設住宅係) (生活支援課生活再建係) (会津美里出張所総務係) (会津美里出張所業務係)	1 住宅のあっせん、応急仮設住宅の入居に関すること。 2 安否電話・災害問い合わせへの対応に関すること。 3 応急仮設住宅の運営に関すること 4 原)住民班への応援 注)原子力災害における広域避難実施の際には、町内の避難所を一時集合場所に、避難所を広域避難先の受入施設に、それぞれ読み替える。
保健班 班長:保健衛生係長 (住民福祉課保健衛生係)	1 医療機関・社会福祉施設等の被害状況の把握に関すること。 2 医療救護所の設置、医療救護活動に関すること。 3 医薬品・衛生材料の調達・配分に関すること。 4 受傷被災者の調査に関すること。 5 被災者への栄養指導・健康管理に関すること。 6 原)安定ヨウ素剤の配布・服用に関すること。 7 原)内部被ばく検査に関すること。
衛生班 班長:環境係長 (環境防災課環境係)	 感染症の予防・消毒に関すること。 避難所の清掃等に関すること。 生活ごみ・し尿処理に関すること。
産業班 班長:産業振興課長補佐 (産業振興課農政係)	1 農作物・家畜・農業用施設の被害調査、災害対策 に関すること。 2 食糧の調達・配分に関すること。

(産業振興課農業振興係) (産業振興課農林土木係) (農業委員会事務局)	 3 生活物資の調達・配分に関すること。 4 非常炊き出しに関すること。 5 義援品の受付・配分に関すること。 6 農林関係機関との連絡調整に関すること。 7 農家に対する融資・支援に関すること。 8 原)国が行う緊急時環境モニタリング活動への協力に関すること。 9 原)飲食物の摂取制限に関すること。 10 原)農林水産物の出荷制限に関すること。
商工班 班長:新産業創造室 (新産業創造室新産業創造 係)	 商工業の被害調査・災害対策に関すること。 外来者の把握調査・保護に関すること。 商工関係機関との連絡調整に関すること。 商工業者に対する融資・支援に関すること。 原)国が行う緊急時環境モニタリング活動への協力に関すること。 原)商工業品の出荷制限に関すること。 原)飲食物の摂取制限に関すること。
建設班 班長:建設課長補佐 (建設課業務係) (建設課建設係) (建設課都市計画係) (建設課建築係) (建設課下水道係)	1 治山施設の被害調査・応急復旧に関すること。 2 海岸・河川施設の被害調査・応急復旧に関すること。 3 道路・橋梁の被害調査・応急復旧に関すること。 4 公園の被害調査・応急復旧に関すること。 5 重機による救出活動に関すること。 6 交通規制・道路情報に関すること。 7 障害物の除去、災害廃棄物の処理に関すること。 8 建築物の危険度判定に関すること。 9 応急仮設住宅等の建設、住宅の応急修理に関すること。 10 公共下水道の被害調査・応急復旧に関すること。 11 仮設トイレの設置に関すること。 11 原)国が行う緊急時環境モニタリング活動への協力に関すること。 13 原)広域的な町外避難ルートの立案のための被害状況の把握に関すること。 14 原)放射線対策班への応援に関すること。
放射線対策班 班長:放射線対策課長補佐 (放射線対策課放射線 管理係) (放射線対策課除染係)	1 モニタリング設備等に関する被害情報の収集、連絡に関すること。 2 建設班への応援に関すること。(一般災害) ※以上については、原子力災害に限らず実施する。 3 原) コンクリート屋内退避のための施設準備に関すること。 4 原) 町独自のモニタリング情報の収集、分析に関すること。 5 原) 緊急時環境モニタリング活動への協力に関すること。 6 原) 防災関係者の放射線防護に関すること。 7 原) 緊急時モニタリングセンター(国) への協力に関すること。 8 原) 放射線モニタリングに関すること。(外部被ばく)

給水班 班長:双葉地方水道企業団 南営業所所長 (双葉地方水道企業団 南営業所)	1 上水道の被害調査・応急復旧に関すること。2 応急給水に関すること。3 原)飲料水のモニタリングに関すること
税務班 班長:税務課長補佐 (税務課賦課収納係) (税務課資産税係)	1 住家被害状況の調査に関すること。2 町税の減免・徴収猶予に関すること。3 義援金の受付・保管・配分に関すること。4 損害補償に関すること。5 原)財産管理班への応援
教育班 班長:教育総務課長補佐 (教育委員会総務係) (教育委員会学校教育係) (教育委員会文化財係) (教育委員会社会教育係) (教育委員会生涯学習係)	1 園児・児童・生徒の保護に関すること。 2 教育施設の被害調査・応急復旧に関すること。 3 体育施設の被害調査・応急復旧に関すること。 4 教員職員の動員に関すること。 5 災害時の応急教育に関すること。 6 学用品の調達に関すること。 7 文化財・公民館等の被害調査に関すること。 8 保健管理・学校給食に関すること。 9 一時集合場所、避難所の機能確保・維持に関すること。(文教施設) 10 その他教育全般に関すること。 ※原子力災害における広域避難実施の際には、広域避難先での対応に、それぞれ読み替える。
保育班 班長:あおぞらこども園 副園長 (あおぞらこども園)	1 入所児の保護に関すること。 2 保育施設の被害調査・応急復旧に関すること。 ※原子力災害における広域避難実施の際には、広域避 難先での対応に、それぞれ読み替える。
消防団	 災害情報の収集・報告に関すること。 人命の救出に関すること。 住民の避難誘導に関すること。 火災(水害)の防御に関すること。 行方不明者・遺体の捜索に関すること。 障害物除去作業の協力に関すること。 交通規制・災害警備の協力に関すること。

第3 緊急事態応急対策拠点施設における活動

町は、国が対策拠点施設に現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議会が組織される場合に、職員を緊急事態応急対策拠点施設に派遣し、国、市町村、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び環境放射線モニタリング、緊急時医療活動等の応急対策活動を行う。

1 現地事故対策連絡会議への職員派遣等

1) 町は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官及び原子力事業者等と連携を図りつつ、事故の状況把

握に努めるとともに、国が行う対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。

2) 国が対策拠点施設にて開催する現地事故対策連絡会議に町職員の派遣要請があった場合には、次の職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

現地事故対策連絡会議へ派遣する職員

復興推進課職員

3) 町は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、周辺町、事業者等との連絡・調整、情報の共有を行う。

2 原子力災害合同対策協議会への出席

1) 町は、原子力緊急事態宣言の発出等により、対策拠点施設において原子力災害 合同対策協議会が設置されることとなった場合は、町は、原則としてあらかじめ 定められた責任ある判断を行える者を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、 原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議する。

原子力災害合同対策協議会に出席する職員(町災害対策本部における役割) ※対応方針決定会議にも出席

副町長 (副本部長)

2) 町は、原子力災害合同対策協議会に派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、周辺町、事業者等との連絡・調整、情報の共有を行う。

【原子力災害合同対策協議会の役割】

	緊急事態対応方針決定会議	全体会議
	・屋内退避・避難の決定及び解除	・緊急事態対応方針決定会議の調整
	・ヨウ素剤服用の指示の決定	事項の連絡
	飲食物摂取制限の決定及び解除	・緊急事態対応方針の確認
	・事故収束のために取るべき措置	・緊急事態応急対策の実施状況に関
	・緊急事態解除宣言を出すべきとの	する情報の共有
決定	具申	・放射線モニタリング状況及び予測
決定事項	・その他現地対策本部長が必要と認	の報告
垻	めた事項	・プラント状況及び予測の報告
		・広報内容の確認
		住民広報内容の確認
		・県・町等からの要望の取りまとめ
		・その他現地対策本部長が必要と認
		めた事項の協議、報告

3 対策拠点施設に設置される機能班における活動

1) 国現地対策本部は、対策拠点施設において、県現地本部、応急対策実施区域を管轄する町災害対策本部、事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関等とともに、以下の情報把握等のため、機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会(全体会議)への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされている。

機能班の運営、機能については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」 によるものとされている。

2) 町は、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会の組織とともに設置される機能班に以下の職員を派遣し、発電所の状況の把握、住民広報、住民避難・ 屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

機能班名	人数	町が派遣する職員
広報班 (総括班と兼ねる)	1名	復興推進課職員
住民安全班	1名	環境防災課職員
計	2名	

【対策拠点施設における機能班の役割】

班	機能	責務
総括班	総合調整	・合同対策協議会の運営事務局
		・現地災害対策本部長の補佐
		・屋内退避/避難の勧告の検討及び緊急事
		態宣言解除に関する情報の集約
		・原子力災害合同対策協議会における決定
		事項の関係機関への伝達
		・国本部、県・市町村本部等との連絡調整
広報班	住民への広報	・住民への広報報道機関対応
	報道機関対応	・報道機関への対応
プラント班	事故状況把握	・プラント情報収集
	進展予測	・事故の進展予測
		・ERSSの操作
放射線班	放射線影響評価·	・放射線状況の整理と報告
	予測	・被ばく線量の予測(SPEEDI)
		・緊急時モニタリングデータの収集
		・飲食物摂取制限勧告の検討
医療班	被災者の医療活動	・被害状況の把握と報告
	の把握・調整	・ヨウ素剤投与指示の検討

住民安全班	被災者の援助及び	・屋内退避/避難状況の把握
	社会秩序の維持活	・救助/救命状況の把握
	動の把握と調整	・交通規制状況の把握
		・緊急輸送の実施状況の把握
		・飲食物摂取制限の実施状況の把握
運営支援班	対策拠点施設の	・対策拠点施設要員の食料等の調達
	管理	・対策拠点施設の環境整備
		・対策拠点施設の出入管理

第4 専門家の派遣要請

町は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、国に対して原災法第 10 条第 2 項に基づく国の専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第5 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

1) 町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。なお、広域応援協定等の締結状況は、次のとおりである。

①協定名 災害時における相互応援協定

②協定日 平成11年3月25日

③協定市町村 いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉

町、浪江町、葛尾村

2) 町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

2 職員の派遣要請等

1) 指定地方行政機関・指定地方行政機関の職員の派遣要請

町は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認める場合、原災法第 28 条第3項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 29 条第2項の規定により、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

また、原災法第 28 条第 3 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本 法第 30 条第 1 項の規定により、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣に ついてあっせんを求める。

2) 指定行政機関・指定地方行政機関に対する援助要請

町は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認める場合、原災法第28条第6項の規定により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第6 自衛隊の派遣要請等

本部長(町長)は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、本部長(町長)は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

第7 原子力被災者生活支援チームとの連携

町は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

(解説) 原子力被災者生活支援チーム

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

第8 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の安全確保については、次により実施するものとする。

1 防災業務関係者の安全確保方針

- 1) 町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意する。
- 2) 二次災害発生を防止するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の 防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。
- 3) 県における防災業務関係者の被ばく線量の指標は、次のとおりである。防災業務 関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、町は、防災活動に係る被ばく線量 をできる限り少なくするよう配慮する。

実効線量	備考	
50 ミリシーベルト	ただし、防災業務関係者のうち、災害の拡大防止、人	
	命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ば	
	く線量は、実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とす	
	る。	

2 防護対策

1)本部長(又は現地災害対策本部長)は、必要に応じその管轄する防災業務関係者

原子力被災者生活支援 チーム に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ョウ素剤の 配備等必要な措置を図るよう指示する。

2) 町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

3 防災業務関係者の放射線防護

- 1) 防災業務関係者の放射線防護については、緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- 2) 町は、県と連携し又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- 3) 町長は、必要に応じて、県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- 4) 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- 5) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、 県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

4 安全対策

町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための防護資機材を確保する。防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合、県及び関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行う。さらに、防護資機材が不足する場合は、関係機関に対し、原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

3. 4節 避難、屋内退避等の防護措置

第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避 等の防護措置を実施するものとする。

1 速やかな住民避難のための準備

- 1)町は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うものとする。
- 2) 国及び県と連携を密に図りながら、モニタリング情報やSPEEDI等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受入れの調整の検討を開始するとともに、避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保及び広報車等の準備等を行うものとする。

2 屋内退避及び避難の決定、実施

(施設敷地緊急事態発生時)

1)施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、PA Z内における避難の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うとともに、施設敷 地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととする。また、町は、国若しくは県の 要請又は独自の判断により、 UPZ内における屋内退避の準備を行うこととする。

(原子力緊急事態宣言の発出時)

- 1) 町は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ョウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難を行うこととし、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。
- 2) 町は、PAZ内の避難の実施に併せ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、 UPZ内の住民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行 うよう伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を 行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。
- 3) 町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

(放射性物質放出後)

- 1) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された町長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
- 2) 町は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、町は、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- 3) 町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すこととされている。

第2 屋内退避又は避難の方法

1 屋内退避

屋内退避は原則として住民等が自宅等にとどまるものである。町長は、屋内退避 区域内の住民等に屋外に出ないように指示するものとする。また、屋外にいる住民 等に対しては、速やかに自宅に戻るか又は近くの公共施設等に退避するよう指示す るものとする。

2 避難

1) 一時集合場所への集合

町長は、住民等に対して避難の指示を行うとともに、消防署員、消防団員及び 警察官の誘導のもと、あらかじめ避難計画に定めた一時集合場所に住民を集合さ せるものとする。

町は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を 呼びかけるものとする。

2) 避難所への輸送

町は、あらかじめ避難計画に定めた防災関係機関等の協力により、一時集合場所に集合した住民等を町内の避難所へ輸送するものとする。

町長は、人員、輸送車両等に不足が生じた場合は、自衛隊の支援を要請するほか、必要に応じて県に支援を要請するものとする。

3) 一時集合場所に自力で集合できない住民等への対応

一時集合場所に自力で集合することが困難な住民等に対しては、町職員のほか 消防署員、消防団員及び警察官の協力のもと、救援活動を実施するものとする。

4) 避難路の通行確保

警察官または消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう 自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制 し、避難路の通行確保に努める。

5) 避難状況の確認

町は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとし、避難もれ等のないよう配慮する。また、区長、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の協力のもと、要配慮者等の居場所の把握や安否確認に努めるものとする。

避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても 情報提供するものとする。

3 コンクリート屋内退避

1) コンクリート屋内への退避措置

町民の防護対策については、原則として屋内退避及び避難の措置をとるものと

するが、次に掲げる有効性が認められる場合であって、国がコンクリート屋内退 避が適切であると判断したときは、コンクリート屋内への退避の措置をとる。

- ・避難と同等程度に被ばくが低減されると認められるとき。
- ・既にコンクリート施設に退避している場合であって、そのままとどまることが 有効であると認められるとき。

2) コンクリート屋内退避所への集合

町は、あらかじめ定める避難計画により、コンクリート屋内退避所を指定し、町民に対してコンクリート屋内退避の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導のもとに町民を集合させる。

第3 避難所等の設置

1 避難所等の開設

町長は、避難計画に基づき、国の指示または専門家の助言により、安全適切な場所を選定して避難所及びスクリーニング等の場所を開設する。

避難所を設置した場合は、原則として各避難所に職員等を維持・管理のための責任者として配置し、避難所の運営を行う。

また、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその収容状況を毎日原子力災害合同対策協議会に報告し、必要帳簿類を整理する。

開設報告事項	避難所開設の日時及び場所
	箇所数及び収容人員

2 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合において、速やかに町民に周知するとともに、原 子力災害合同対策協議会に連絡する。

3 避難所における措置

避難所において町が実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ・被災者の収容
- ・被災者に対する給水、給食措置
- ・負傷者に対する医療救護措置
- ・被災者に対する生活必需物資の供給措置
- ・被災者への情報提供(必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を 入手する機器及び電話、ファクシミリ等の通信機器の設置を図ること。)
- ・その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に 応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮す るものとする。

4 その他の施設の利用

町長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を経由して内閣総理大 臣と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設する。

第4 広域一時滞在

1 他市町村への避難

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。

2 県の対応

- 1) 町は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言を要請するものする。
- 2) 県は、町から協議要求があった場合、あらかじめ定める広域避難計画により、 都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、 受け入れ先となる都道府県との調整を進めるものとする。
- 3) 町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要請を待ついとまがないときは、町の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。

3 避難者の輸送

- 1) 県は、自衛隊及び指定地方公共機関の輸送機関に対し、避難者の輸送についての協力を要請し、輸送のための車両を確保するものとする。なお、これによっても車両が不足するときは、合同対策協議会において、支援を依頼するものとする。
- 2) 町は、避難を要する住民を指定する一時集合場所へ集合させ、乳幼児、妊婦等の優先順位の高い者から順に輸送するものとする。

第5 安定ヨウ素剤の予防服用

町は、「対策指針」を踏まえ、国が決定した方針に従い又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標(未定)を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、医療関係者と協議の上、服用すべき時期及び服用方法などについて住民に対し周知するものとする。

1 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

1) 安定ヨウ素剤が事前配布されたPAZ内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣

言が発出された時点で、直ちに、安定ョウ素剤の服用指示が原子力災害対策本部 又は地方公共団体から出されることとされている。

2) 町内に避難対象区域を含むこととなった場合、町は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ョウ素剤の服用指示を伝達するものとする。

2 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

- 1) 緊急時における住民等への安定ョウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。
- 2)町内に避難対象区域を含むこととなった場合、町は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ョウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

第6 避難行動要支援者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

第7 要配慮者への配慮

1) 町は、国、県及び関係機関と連携し、避難誘導及び避難所での生活において、要配慮者や一時滞在者等の健康状態を悪化させることのないよう、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、更には、応急仮設住宅への優先的入居などに努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

特に、要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行い、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を段階的に実施するものとする。

- 2)病院等医療機関の管理者は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- 3) 社会福祉施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

第8 学校等施設における避難措置

学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示が発せられた場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡する。

第9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

集客施設等の管理者は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、来場者等を避難させる。

第10 発電所従業員等の避難

町は、事業者(発電所の責任者)から従業員等の避難の受入れの要請を受けたときは、国及び県と協力し、速やかに当該従業員等の避難場所及び避難経路を指定し 避難させるとともに、必要に応じ必要な車両等の応援を行う。

第11 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

町は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命 又は身体に対する危険を防止するため、必要に応じ外部から車両等が進入しないよ う指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な 措置がとれるよう、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

第12 立入制限措置等

1 陸上の立入制限措置等

町は、県警察の協力を得て、防護対策区域内に防災業務関係者以外の者及び車両の立入りを制限または禁止する。

2 海上の立入制限措置

福島海上保安部は、巡視船艇及び航空機により、関係委市町村が設定した警戒区域の警戒を実施する。

第13 飲食物、生活必需品等の供給

- 1) 町は、県及び防災関係機関等と協力し、被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するほか、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- 2) 町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国等に対し、物資の調達を要請するものとする。

3. 5節 治安の確保及び火災の予防

町は、屋内退避又は避難等を実施している区域(以下「応急対策実施区域」という。)及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保について、治安当局と協議し、万全を期するものとする。特に、避難の勧告又は指示等を行った地域及びその周辺については、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施の上、応急対策実施区域及びその周辺における盗難予防及び火災予防に努めるものとする。

3. 6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 1) 町は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、国及び県と協力して飲食物の検査を実施するものとする。
- 2) 町は、原子力災害対策指針に基づくOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限又は制限解除等に関する広報・周知に努めるものとする。

3. 7節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲等

町は、緊急輸送を円滑に実施するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

2 緊急輸送体制の確立

- 1) 町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑な緊急輸送を実施する。
- 2) 町は、人員、車両等の調達に関して、指定地方公共機関のほか、県を通じて輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じて、県や周辺市町村に支援を要請するものとする。
- 3) 2)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において支援を要請するものとする。

第2 緊急輸送のための交通確保

町は、原子力災害合同対策協議会において、交通規制に当たる県警察や他の道路 管理者と密接な連絡を図り、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置を講じるも のとする。

3. 8節 救助・救急、消火及び医療活動

第1 救助・救急及び消火活動

- 1) 町は、救助・救急及び消火活動を円滑に行うため、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保する。資機材の確保にあたっては、必要に応じて、県、事業者、その他の民間等の協力を要請する。
- 2) 町は、災害の状況等により応援が必要と認められる場合、消防庁、県、事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は、応援側が携行することを原則とする。
- 3) 町は、町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。
 - ・救助・救急及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間
 - ・応援要請を行う消防機関の種別と人員
 - ・町への進入経路及び集結(待機)場所

第2 医療措置

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理及び除染等緊急被ばく医療活動 に協力するものとする。

3. 9節 住民等への的確な情報伝達活動

第1 住民等への情報伝達活動

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないため、原子力災害が発生 した場合、町民への心理的動揺、混乱は大きなものとなることが予想される。その ため、町は、的確な情報提供、広報を迅速に行い、混乱の防止に努める。

1 指示の伝達と広報

町は、国及び県と連携し、あらかじめ作成した広報実施マニュアルに基づき、町 民に対して、次により指示の伝達と広報を行う。

- 1) 防災行政無線、サイレン、半鐘等により緊急事態の発生を町民に周知させるとともに、テレビ・ラジオ及び新聞等から必要な情報を得るよう指示する。
- 2) 広報車、消防団員等の巡回を行い、民心の安定に努め、必要な指示を伝達する。
- 3) 広報にあたっては、災害弱者、一般事業所、観光客等一時滞在者への伝達に十分配慮し、伝達ルートの事前確認を行うとともに、防災行政無線、ファクシミリ等の複合的な伝達手段の活用に努めるものとする。

2 広報の一元化

町は、町民への情報提供にあたり、国や県と連携した的確な広報の一元化を図るため、あらかじめ災害情報等の発表、各種指示の伝達について広報責任者を定める。なお、原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害対策合同協議会として情報提供を行い、報道機関等への発表等は応急対策拠点施設において行う。

3 広報の内容

広報にあたっては、専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、情報の空白時間がないように、定期的な広報に努める。また、屋内退避、避難等の指示の伝達については、町民が理解しやすいよう、あらかじめパターン化された広報内容を基本に、迅速かつ的確な広報を行う。

なお、この際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人その他の要配慮者に配慮 した伝達を行う。

4 関係機関との連携

町は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、国及 び県等と連携して、町民に対する情報の公表、広報活動を行う。

また、災害現場付近の通過者や観光客等への配慮も必要となることから、JR、バス会社、タクシー会社、道路管理者等に災害に関する情報を提供し、それらの機関の協力を得て、通過者や観光客等に対しても広報を実施する体制を確保する。

5 情報伝達の手段

情報伝達にあたっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交 通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、ファク シミリ、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

第2 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報

浜通り地方の各漁業組合は、県(現地本部)の指示のもと、漁業無線等により、 周辺地域の漁船等の船舶に対し、緊急事態の発生を周知させ、安全海域への避難を 呼びかける。

福島海上保安部は、周辺地域の船舶等に対し、必要な情報を提供するとともに、 安全な海域へ避難するよう指示する。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

1) 町は、国、県、事業者と連携し、必要に応じて、町民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を配置し、人員の配置等体制を確立する。なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等により、速やかに町民に周知する。

2) 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、 県、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する 情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受 け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、そ の加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底 するよう努めるものとする。

3. 10節 自発的支援の受入れ等

町は、国内・国外から寄せられる多くの善意の支援申し入れに対し、適切に対応 するものとする。

第1 ボランティアの受入れ

町は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2 国民等からの支援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

2 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配

分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

3. 11節 行政機関の業務継続に係る措置

- 1) 町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。
- 2) 町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、 退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する ものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

4. 1節 基本方針

本章は、原災法第 15 条第 4 項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

4. 2節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

4. 3節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き 続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携し て原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第1 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第2 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する 専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施 された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う ものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

4. 4節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき 国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体 制を整備し実施するものとする。

4. 5節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

第1 損害調査の実施

町は、医療措置及び損害賠償の請求等に対応するため、次に掲げる事項に起因して町民が受けた損害を調査する。

- ・屋内退避、避難の措置
- ・飲食物の摂取制限及び農林水産物に対する出荷制限措置
- 立入制限措置
- •農耕制限措置
- 漁獲制限措置
- ・その他町長が指示した事項

第2 災害地域住民の登録

町は、医療措置及び損害賠償の請求に対応するため、屋内退避等の各種措置をとった町民の状況等を記録し、原子力災害時にその地区に所在した旨の証明をする被災地住民登録票を発行するものとする。

また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

第3 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

4. 6節 被災者等の生活再建等の支援

- 1)町は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- 2) 町は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被 災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。 町の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力する ことにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- 3) 町は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興 対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があると きは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4. 7節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の 適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

4. 8節 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備 資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付 を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。